

日タイ経済連携協定タスクフォース
報告

(仮訳)

2003年12月

日タイ経済連携協定タスクフォース報告

背景

第一章 概観

第二章 日タイ経済連携協定の経済効果

第三章 日タイ経済連携協定の範囲

- 1．物品の貿易
- 2．原産地規則
- 3．税関手続
- 4．貿易取引文書の電子化
- 5．相互承認及び基準認証
- 6．競争政策
- 7．知的財産権
- 8．政府調達
- 9．サービスの貿易
- 10．投資
- 11．自然人の移動
- 12．金融サービス協力
- 13．情報通信技術
- 14．科学、技術、エネルギー及び環境
- 15．教育及び人材育成
- 16．観光
- 17．中小企業
- 18．貿易投資促進
- 19．農林水産業協力
- 20．ビジネス環境整備
- 21．紛争の回避及び処理

付属書

- 1．参加者リスト（作業部会）
- 2．参加者リスト（タスクフォース）
- 3．統計：日タイ間の貿易及び投資
- 4．川崎レポート：日タイ間の貿易自由化の量的分析
- 5．日タイ経済連携協定における農業合意の方向性
- 6．知的財産分野における可能な要素

背景

1. 2001年11月の訪日の際、タクシン・シナワット・タイ国首相は、小泉純一郎総理に、タイ国及び日本は二国間自由貿易協定（以下F T Aとする）の創設の可能性を共に探求すべきであると提案した。2002年1月にタイ国を含むA S E A N 5カ国を歴訪した際、小泉総理は「日・A S E A N包括的経済連携構想」を提案し、タクシン首相はこれを全面的に支援した。
2. そのような連携がいかに探求されるべきかに関し、A S E A N諸国及び日本の次官級の高官は、2002年4月12日にミャンマー連邦のヤンゴンにて開催された日・A S E A Nフォーラムにおいて、日・A S E A N間の包括的経済連携実現のための枠組みを考慮する一方で、あらゆるA S E A N加盟国及び日本は、二国間経済連携を構築するための作業を開始しようという方式を決定した。この方式は、その後、2002年11月5日に、カンボジア王国プノンペンにおいてA S E A N諸国及び日本の首脳により支持された。
3. 2002年4月12日の中国海南島でのアジアのためのボアオ・フォーラムの際の二国間首脳会議において、両首脳は、作業部会で日タイ経済連携協定のための協議を開始することを決定し、その後、2002年7月12日に開催された日タイ経済パートナーシップ協議で設置された。
4. 上述の4月の両首脳による決定に引き続き、5月に東京で、7月にバンコクで、両国政府の代表間で2回の予備協議が開催され、日本とA S E A N加盟国間で初めて締結された二国間協定である日・シンガポール経済連携協定を、日タイ経済連携を追求するための基礎または参考として用いることを決定した。
5. 両国政府の2回の予備協議の議論に基づき、2002年9月から2003年の5月の間に、バンコクと東京で交互に、5回の作業部会が開催された。作業部会は、以下の作業目的に沿って日タイ経済連携を研究した。
 - (1) 自由貿易協定の組み入れられた要素の可能性を含む、日タイ経済連携のための実質的な基礎作業を準備すること。
 - (2) 以下の(a)から(c)をつうじ、日シンガポール経済連携協定の法的構造に基づき、または、日シンガポール経済連携協定を参考としつつ日タイ経済連携を研究すること。
 - (a) 日シンガポール経済連携協定のいずれの分野を日タイ経済連携に含むことができるか。
 - (b) 日タイ経済連携において、実質的に日シンガポール経済連携協定から何を変更すべきか。
 - (c) 日シンガポール経済連携協定より、如何なる新たな要素を日タイ経済連携協定に追加しうるか。
 - (3) 日タイ間の互恵的な経済連携を創造する可能性を研究する際、関心分野及びセンシティブな分野を含む非公式な意見交換を行うこと。
6. 作業部会は、両国の政府関係者により構成された。更に経済界及び学界の代表者を招待した。両国の参加者名簿は別添の通り（添付文書1）。
7. 作業部会は、来るべき交渉における参考のための非公式テキストを作成した。更に、4つのコンセッション分野のうち3つ、つまり(a)サービスの貿易、(b)投資及び(c)人の

移動における関心事項リストを提出または交換した。

8. タクシン首相訪日中の2003年6月6日、東京で両首脳が会し、進展に満足し、JTEP実現の手続きを加速化する目的で、民間企業及び学会からの幅広い参加者による(添付文書2)「日タイ経済連携協定タスクフォース」(以下タスクフォースとする)の設立を決定した。
9. 作業部会の結果に基づき、タスクフォースは、以下の(1)から(4)を含む、日タイ経済連携の広範な論点に取り組んだ。
 - (1) いくつかの分野のセンシティブティを考慮しつつ、日タイ間の互恵的な経済連携のための方策を研究するための物品の貿易の論点
 - (2) 関心分野の論点
 - (3) 日タイ経済連携の構成の論点
 - (4) 日タイ経済連携の経済効果分析
10. タスクフォースは、2003年7月から2003年11月の間、3回の会合を開催した。当報告はこれまでのタスクフォースにおける主要な論点を要約している。

第一章 概観

1. 地域的経済統合が、特にこの10年の間に世界経済情勢の支配的な特徴となった。EUは加盟国が15カ国から25カ国に増加し、地中海、アフリカおよび中東の諸国との自由貿易ネットワークを着実に拡大してきている。北米自由貿易協定(NAFTA)加盟国は、34カ国のラテン・アメリカ諸国を組み入れながら、米州諸国との自由貿易圏を構築しようと試みている。同じような傾向は、ほぼ世界中で顕著となっている。
2. 東アジアにおいても、このような傾向は近年表面化してきている。日シンガポール新時代経済連携協定が締結され、昨年11月30日に発効した。ASEAN自由貿易地域(AFTA)も本年関税率引き下げが実施されている。中国とASEANは自由貿易協定の設立に向けて枠組み合意に至った。2002年における包括的経済連携に関する日本とASEANの首脳による共同宣言に従って、日本とASEANは、昨10月の日ASEAN首脳会議において包括的経済連携の枠組みに署名した。
3. これら地域的枠組みに沿って、日本とタイは幾つかの国との間で自由貿易協定も含めた経済連携協定の締結に向けて現在真剣に努力している。日本は、シンガポールとの最初の経済連携協定を署名した後、現在はメキシコと交渉しており、今年中に韓国との交渉を開始することを決定し、フィリピン、マレーシアおよびインドネシアと経済連携協定の可能性についても協議している。タイは、オーストラリアとの自由貿易協定に関する実質合意に至り、中国およびインドとは枠組み合意に至った。更にタイと米国は、近い将来交渉入りする意図を表明した。
4. 日本とタイは、強力な二国間貿易投資関係と共に既に建設的かつ友好的な関係を築いてきている。(添付文書3)
 - (1) 二国間貿易は過去数十年の間に大幅に拡大してきた。2002年の日本国財務省貿易統計

によれば、日タイ貿易は、2.85兆円に及んだ。タイにとって日本は最大の貿易相手国であり、日本にとってタイは8番目に大きい貿易相手国である。右統計によれば、2001年において、タイから日本への輸出の74%は鉱工業品であり、残りの26%は農林水産品である。日本からタイへのほぼ全ての輸出品は鉱工業品であり、農林水産品は目下全体の0.87%にすぎない。

- (2) タイにとって、投資家の数および規模という観点から日本は最大の投資国である。タイ投資委員会によれば、2002年において日本からタイへの投資家の数は215でそれは全体の45%であり、投資規模は380億バーツに上りそれは全体の39%に上る。タイから日本への投資は、他の主要な投資と比べると大規模ではない。
- (3) 日タイ間の経済連携はまた、二国間経済協力の重要性を認識する。日本からタイへの政府開発援助(ODA)は2001年には209,59百万ドルに及び、対タイ支援の累計は、1967年以来2000年までに、9,093.34百万ドルに達する。このODAを通し、日本政府は、年ごとに農業、保健、環境、教育、IT等の様々な分野で数百人の専門家をタイに派遣するとともに、タイより数百人の専門家を受け入れてきた。また民間部門においても、日本経団連は、例えば、ミッションを派遣し、訓練を実施し、タイの産業に関する意見交換を積極的に実施してきているほか、全国農業協同組合中央会は1963年以来、数百人のタイの農業協同組合のリーダーに訓練する機会を提供してきている。そのような協力は、相互に有益であった。日タイ経済連携協定は、幅広い関連分野における日タイ戦略的パートナーシップを更に向上、深化させることを目的とする。

第二章 日タイ経済連携協定の経済効果

日本の学界からの参加者が、日タイ間のFTAの効果のシミュレーションの結果を報告し、タスクフォースはこれに留意した。同報告の要約は添付される(添付文書4)。

第三章 日タイ経済連携協定の範囲

1. 物品の貿易

- (1) タスクフォースは、関税率削減と関税の撤廃は、日本とタイとの間の連携を強化する要素として重要であり、それ故に、GATT第24条に完全準拠した自由貿易協定を含む日タイ経済連携にとって必要であることを強調した。タスクフォースは、両国がお互いにとって重要な貿易パートナーであり、近年、両国間の貿易関係が順調に推移していること、また、タイから日本への農産物の輸出は、最近10年で約4割増となっており、2002年で約30億ドルになっていることを確認した。
- (2) タスクフォースは、日本が単純平均関税率7.7%(鉱工業品4.1%、農産品:23.0%)でほぼ100%の関税化を行っていることを再確認した。一方、タイは平均関税率15.15%(鉱工業品13.15%、農産品:28.04%)で関税化率は73%である。日本の工業品の関税率は比較的低率であるものの、皮革、皮革製品及び履物、石油化学製品及び繊維及び繊維製品のようないくつかの工業製品は比較的高い水準を維持している。

- (3) タイ側は、タスクフォースにおいて、タイ国の一方的な関税自由化と共に実施される、アセアン自由貿易地域の共通実効特惠関税の下における他のアセアン諸国を適用対象とした関税自由化制度を説明した。日本側は、このような関税削減の動きを高く評価したが、タイの実行関税率は依然として高く、いくつかの品目については、国内生産がないにもかかわらず、極めて高いことを指摘した。日本側は、原料と製品の関税率が大きく異なることにも言及した。日本側は、付加価値税の償還制度の手続き上の透明性と改善に関心を有していることを示した。
- (4) 日本側は、タイを含む発展途上国との農産物貿易を促進するために、2003年4月から、農産物について従来の221品目に118品目を追加すること等を内容とする一般特惠関税制度の大幅な拡充を行ったことを説明し、タイ側は日本による措置を歓迎し評価した。
- (5) タスクフォースは、日本が世界最大の農産物純輸入国であり、輸入の増加によって食料自給率が低下傾向にあり、現在の40%の自給率は、主な先進国の中で最も低いレベルにあることに留意した。日本側は、日本の食料安全保障を確保するため、2010会計年度までに自給率を45%まで引き上げることが政府決定していること、及び食品の安全性に対する消費者の懸念に応えて、輸入農産物に対するSPS措置を適切に実施することが求められていることを述べた。
- (6) 日本側は、農林水産物の関税は、様々な国の自然的、経済的諸条件の差異を調整し、国内の農林水産分野を支援するために重要かつ透明性の高い、また、WTO整合性を有する国境措置であることを強調した。日本側は、また、農林水産物の関税は、食料安全保障や農林水産分野における多面的機能を維持するために非常に重要であることを強調した上で、農林水産分野の経済連携については、関税だけでなく協力を重要な要素としてバランスのとれたアプローチをとるべきであること、農林水産物のセンシティブさと関税撤廃の困難さを強調し、漸進的・積み上げ式であることが必要であることを指摘した。
- (7) 日本の農業・漁業の民間セクターからの参加者が、統計や諸データの基づき、コメ、鶏肉、でん粉及び砂糖といった農産品と水産品のセンシティブさについて説明した。農業の民間セクターのメンバーは、相互認識を深めるためには、WTO協定に基づく自由貿易協定だけでなく、協力など様々な分野が含まれるべきであり、これらをパッケージとして総合的に議論する必要があることを強調した。日本の農業・漁業の民間セクターからの参加者は、両国の経済的、社会的、文化的な相互発展と繁栄を日タイ経済連携の本来の目的とすべきであることを強調し、農業分野に関しては、農業の多面的機能と個別品目のセンシティブさが認識されるべきであると述べた。同代表は、また、特に開発途上国における農村の貧困解消の必要性を強調した。
- (8) タイ側の要請により、民間セクターのメンバーは、日本のいくつかの農産物の状況を説明した：農業総算出額の25.5%を占め、単一品目では最も重要な地位を占めているコメについてみると、国内消費が年々減少傾向にある中で最盛期の水田面積の4割程度まで生産調整を行っているが価格が年々下落するという深刻な問題を抱えている；鶏肉については、1993年に4500戸あった鶏肉生産者数は、2003年には約2800戸まで減少していること、鶏肉が農業産出額に占める割合は、例えば岩手県では16.2%、宮崎県では13.5%と高く、地域の農業で重要な地位を占めており、輸入が増加した場合

の影響が強く懸念される。日本側は、日本は世界最大の水産物輸入国であり、関税の撤廃等により輸入が急増し、有限な天然資源である水産資源の持続的利用可能性が損なわれる懸念があること、漁業に依存している地域社会の存続が危ぶまれることから、水産物はきわめてセンシティブであることを述べた。

- (9) 日本の農業の民間セクターの代表者及び日本側は、さらに、タイ側が関心を示した品目のうち砂糖とでん粉のセンシティブさについて、両作物は条件不利地における持続可能な農業生産にとって不可欠な地域特産物であること、及び、これらの品目の産地ではこれらの品目への依存度が極めて高く、両品目の更なる自由化が地域経済の存続を危うくする可能性について説明した。日本側は、砂糖とでん粉の自由化は、精製や関係セクターの企業の存続にも関わる、経済上、大きな問題であることを強調した。日本側は、また、こうした品目以外にも、日本側には、関税割当品目だけで 350 品目以上、それ以外に従量税品目や高関税品目もあり、多くのセンシティブ品目が存在することを強調した。
- (10) 双方は、日タイ経済連携協定の農業分野における協力の重要性を認識し、双方のセンシティブさを考慮しながら自由化との適切なバランスをとらなければならないことを認識した。双方は、また、このようなバランスをとることの主な目的は、両国の農民の生活の質と所得を向上させるべきものであることで一致した。
- (11) タスクフォースは、付属文書 5 に示された農林水産業専門家会合の結果に留意し、この文書が交渉段階における協議の基礎となるべきであることに合意した。
- (12) 工業品に関して、日本側は、皮革、皮革製品及び履物を含むいくつかの品目のセンシティブさを強調し、タイ側は、鉄鋼製品、自動車及び自動車部品のセンシティブさに言及した。一方、双方は、特に双方の輸入対象品目の貿易自由化に強い関心を示した。
- (13) タスクフォースは、交渉においては、双方の貿易品目のセンシティブさに言及すると同様、GATT 第 24 条との整合性を維持しながら、適用除外、実施期間の延長、或いは関税削減といったオプションについても言及する必要性を考慮した。
- (14) タスクフォースは、また、上記の措置は必要に応じて適用し、関税撤廃による分野全体の競争力強化と双方にとって有益な経済連携を推進することに資する日タイ経済連携協定の利益を損なうことがないよう慎重に行わなければならないことに言及した。

2. 原産地規則

- (1) 原産地規則は、両国間で合意される、特定の物品の原産国を決定するための基準である。タスクフォースは、日タイ経済連携協定における原産地規則は、日本及びタイの原産品が日タイ経済連携協定での関税自由化による利益を与えられるべきであることで一致した。また、タスクフォースは、日タイ経済連携協定における原産地規則は、将来議論される ASEAN 諸国と日本との間の累積原産地規則にしかるべく注意を払うべきと考える。
- (2) タスクフォースは 3 つの主な基準、すなわち、完全生産品基準、関税分類変更基準及び付加価値基準を取り上げた。また、タスクフォースは、関税分類変更基準及び付加価値基準、又は両者のいずれかは主に工業品に適用され得るものであるのに対し、完全生産品基準は

主に農産品に対して、より適切に用いられ得ると考える。

- (3) 関税分類変更基準では、関税分類上の変更が、生産に使用された材料が十分な加工・製造を経たことを示すことから、生産に使用された材料の HS 関税分類番号と異なる HS 関税分類番号に該当する物品は原産品とみなされる。日本側は、十分な変更がなされたと認められる変更として、HS4 桁を原則として用いることを提案した。タイは、物品を全般的に網羅できる HS6 桁の使用を提案した。しかしながら、適切な桁数については、交渉の過程で検討され、決定されるべきである。
- (4) 付加価値基準は、その国で行われた物品の加工、製造の際に加えられた付加価値を基に原産国を決定し、日タイ経済連携協定の貿易自由化の利益を享受できるようにするものである。日本側は、一般特惠関税制度 (GSP) や日シンガポール経済連携協定において主に用いられている、60パーセントの付加価値の使用を提案した。タイ側は、ASEANで現在用いられている40パーセントの付加価値の使用を提案した。しかしながら、適切な付加価値割合 (パーセント) は、交渉の過程で検討され、決定されるべきである。
- (5) タスクフォースは、以下のような、日タイ経済連携協定における原産地規則を決定する際の重要な指針を確認した。
 - 貿易に対して不必要な障害とならないこと
 - 公平性、中立性、一貫性、かつ、十分な透明性、明確性、予測可能性をもって作成・適用されること
 - 税関による執行が容易であり、貿易関係者にとって分かり易いものであること

3. 税関手続

- (1) タスクフォースは、両国における電算システムの導入によって、より迅速で簡易な税関手続に向け、著しい進歩があったことに留意した。日本では、通関情報処理システム (NACCS) が1978年から稼動しており、現在、90パーセント以上の輸入/輸出申告を処理している。また、貿易関係者が1回のデータ入力及び送信により輸入/輸出手続及び港湾関係手続を完了できるシングル・ウィンドウ・システムが2003年7月から導入されている。タイでは、電子データ交換 (EDI) システムが開発され、1996年に導入された。
- (2) 適切な国境管理を強化しつつ貿易円滑化を推進するために、両国の税関当局は、貨物を危険度大 (ハイリスク) と危険度小 (ローリスク) に選別することにより、税関の資源をハイリスク貨物の取締りに配分するリスク管理を実施してきた。タスクフォースは、情報交換及び税関手続の国際標準への調和化等の分野における日本とタイとの協力が、両国間の貿易円滑化に資するという認識で一致した。
- (3) タスクフォースは、両国税関当局間の継続的な協力と両国の税関手続における最新の進展に関する情報交換が、税関関連の規則・規制の、透明で一貫した解釈及び適用といった産業界の関心事項への対処の一助となると考える。

4. 貿易取引文書の電子化

- (1) 情報通信技術の発展にも関わらず、国境を越える取引においては未だに貿易関連文書のや

りとりは紙ベースであり、その運搬にあたっては郵便、宅配便に頼るところが大きい。本タスクフォースでは貿易文書の電子的なやりとりが、紙がなくなることへの懸念を払拭すること及び、事務費用を削減すること、これにより貿易における安全性や効率性が上がることを認識した。この点について、タスクフォースにおいては日タイ経済連携協定により相当の利益を得られることに着目した。

- (2) タスクフォースでは貿易取引文書の電子化を通じた 2 国間協力の方法について研究し、この分野の進展を確認した。日本側は貿易金融 E D I (T E D I) の開発、日本における民間での実運用の開始について説明。タイ側はタイのシステムと T E D I との接続に向けた作業への熱意を表明。両国の民間は接続実験を進めることに努め、両国政府による貿易取引文書の電子化の基盤を促進すること及び日タイ経済連携協定の枠組みで扱うことについて支持することとなった。
- (3) 今後の方向性としては、接続実験を年内に終了し、その後の貿易取引文書の電子化のプロセスについて両国の民間により検討中。この体制が日タイ間の SCM に係るシステムと連携されていくことが期待される。

5 . 相互承認及び基準認証

- (1) タスクフォースは、電気製品分野の試験レポートの相互受入れは、サンプル送付のコスト、通関前サンプル試験に要する時間など両国の貿易に携わる企業の負担を低減することを通じて、両国間の貿易の促進を期待できると認識した。それゆえ、タスクフォースは、両国がこの目的に向けて共同作業を進めるべきことを確認した。
- (2) タスクフォースは、日本側電気用品安全法及びタイ側 Industrial Product Standards Act に基づく規制の対象となる電気製品に係る試験レポートの相互受け入れについて議論を行ってきた。タスクフォースは、供給者の工場にある検査設備の現地審査（日本側規制要求事項）や製品品質管理手続きの審査（タイ側規制要求事項）はこの相互受入れの対象外であることを認識した。
- (3) 上記の理解に基づき、両国の専門家は、試験レポートを受け入れる機関（すなわち、タイ国の TISI 及び日本国の認定検査機関）が試験所の審査・承認に適用すべき手続きを含め、試験レポートの相互受入れの仕組みについて探求を行ってきた。
- (4) TISI 及び認定検査機関が、試験所の技術的能力の審査における基準の一つとして ISO/IEC17025 規格を適用できる旨言及したので、タスクフォースは、試験レポートを受け入れる機関による電気製品試験に対する技術的能力の承認の基本要素の一つとして、ISO/IEC17025 規格を適用する方途につき、更に議論することを決定した。しかしながら、タスクフォースは、ISO/IEC17025 規格は唯一の技術的能力の要求事項ではなく、追加的な技術的要求事項が必要であることを認識した。
- (5) タスクフォースは両国の規制制度に違いがあることを認識した。タイ側の制度は政府認証制度であり、規制当局（TISI）により指定された試験所が発行する試験レポートに基づき、規制当局(TISI)がライセンスを発行する。一方、日本側は第三者認証制度であり、規制当局（METI）により指定された民間認証機関（認定検査機関）が認証を

発行する。したがって、日本の場合、タイの試験機関が発行する試験レポートを受け入れるのは、認定検査機関となる。また、認定検査機関は独立した機関であり、試験レポートの受入れを含む認証について責任を有することから、METIは認定検査機関に対し、特定の試験所が発行する試験レポートの受入れを強制する法的権限を有していない。タスクフォースは、このような違いを認識し、両国の規制制度を変えることなく、どのようなメカニズムを適用することができるかにつき、議論を継続していくことを決定した。

- (6) タスクフォースは、試験レポートを受け入れる機関が試験所を審査し、承認を与えるか否かを判断する権利を有するべきことを確認した。試験所の審査・承認の手続き、試験レポートを受け入れる機関による試験所の承認の要件、試験レポートの相互受入れの実施に係る両国間の連絡調整の仕組みなど、まだ検討を要する課題が残されている。タスクフォースは、これら課題について、検討を継続することを決定した。

6. 競争政策

- (1) 専門家グループは、貿易や投資を阻害するような反競争的行為に対する規制がますます必要となってきたという認識を共有した。同グループは、タイの商務省国内取引局と日本の公正取引委員会との間の近年の緊密な協力を評価した。また、双方は情報交換や技術支援を通じ、双方の執行当局間の協力がますます重要となってきたことを確認した。
- (2) タイ側は、1999年に包括的な競争法（事業競争法）を制定し、競争政策の分野において東南アジア内で主導的な国の一つとなった。競争法の導入後、事業競争委員会が執行を担当することとなり、同委員会の下に置かれる事務局として商務省国内取引局内がこれに当たることになった。日本側は、より良い法制度の基盤として競争法の制定及び執行当局の設置等が成功裡に行われたことを評価した。
- (3) 専門家グループは、タスクフォースでの協議を通じて、競争政策が日タイ経済連携協定の重要な項目の一つであることを再確認した。日本側は、タイ側に対して、本分野については、日本の経験を基に作成した日タイ経済連携協定枠組み内の具体的な要素につき議論を行うことを提案した。双方は本段階において建設的な議論及び、重要な進捗を達成し、また、競争政策の分野における協力に関する基本的な構造について意見を共有した。双方は、目的、情報交換、協議、技術協力及び連絡等の項目につき具体的な意向を共有した。また双方は、通報、執行協力、執行調整、積極礼譲及び消極礼譲に関し、詳細について、次段階にて更に討議が必要であるとの考えも共有した。

7. 知的財産権

- (1) タスクフォースは、知識に立脚した経済における経済競争力の要素としての知的財産の重要性及びかかる新たな環境における知的財産保護の重要性が増大していることを認識した。したがって、日本とタイはその知的財産制度の改善を実現するために必要な任務を遂行する。
- (2) タスクフォースはまた、相互の知的財産制度へのアクセスおよび同制度からの裨益に関する多くの事柄に留意し、協力的かつ相互理解のもとこれらの事柄の改善が確保される手段

を模索する。タイはまた、タイ人による日本における知的財産登録数が少ないという議題を取り上げ、解決方法を模索したいと希望した。これらの事柄は以下を含みうる。

(イ) W T O / T R I P S 協定との整合性

(ロ) 双方に現存する制限を認識しつつ、両国における知的財産保護を求めるその国民が平等に裨益するような現行の法令、規則、指令、政策の改正・変更の可能性について研究する機会の設定。

(ハ) 知的財産の保護とその創造物へのアクセスおよびそれらからの裨益のために利用可能な手段に関する情報の適時かつ効率的な交換の担保。

(ニ) 知的財産権行使の強化に関する相互支援、特に両国あるいは第三国からの権利侵害のあったモノやサービスの輸出入関連。

(ホ) 両国の知的財産強化という観点からの知的財産の創造に関する協力の懲憑

(ヘ) 地域における知的財産制度の強化および保護の目的から、その他の地域的あるいは多国間交渉における相互協調及び支援。

(3) 日本側が提出した上で、相互理解を目的に各論点について説明及び確認を行ったディスカッション・ペーパーをタスクフォースは留意した。両国は現行の制限を相互に認識しつつ、緊密に協力・理解し合って取り組むことを期待している。

(4) 日本側は、自らに課せられた国際義務に則った知的財産関連の法規則執行に関するタイ側の継続的かつ真摯な取組みとその進捗に謝意を表明した。日本側はこの分野での更なる進展を期待する旨表明した。

8. 政府調達

(1) タスクフォースは、日タイ経済連携協定における日本とタイの間の政府調達についての適当な枠組みを探求するため、情報を交換し、かつ、知識を深めるために、日本とタイの政府調達制度に関する幾つかの事項について議論した。

(2) 各々の調達市場へのアクセスについて、タイ側は、タイの政府調達制度における開放度について説明を行った。外国の入札者は、政府調達に関する首相府の規制に関しては、契約を得ることについて制限されていないが、外国の入札者に課される現存する唯一の規制は、外国企業法に基づくものである。同法は次の場合に外国の入札者を制限する。公共事業の調達契約の価額が5億タイバーツ未満の場合、かかる契約は外国の入札者に開放されない。更に、物品の調達については、国内供給者と外国供給者の入札価格の差が5%以内であり、国内の供給者がこの差を3%以内になるように努力すれば、当該国内供給者が契約を得ることが出来る。

(3) これを受けて、日本側は、タイ側に対して、W T O 政府調達協定及び日シンガポール経済連携協定の下での政府調達市場への外国供給者がいかなるアクセスを付与されているかについての情報を提供した。

(4) 日本側は、透明性、金額に見合う価値、公正な取引を創出する日本とタイとの間の理想的な枠組みとして、W T O 政府調達協定の様々な要素を盛り込んだコンセプト・ペーパーをタイ側に提供した。これと交換に、タイ側は、日本側に対して、A P E C の政府調達に関する非拘束原則に関する文書を提示した。そして、本年中にタイの政府調達に関するマス

ター・プランを策定すると共に、日本のコンセプト・ペーパーを慎重に検討した上で、マスター・プランを盛り込んだ日本とタイとの間の将来の枠組みについてコメントするとの意図を表明した。

- (5) タイ側は、同国の豪州と米国との間の自由貿易協定に関する交渉の現状について説明を行った。これらの交渉と日タイ経済連携協定との関連性を踏まえ、タイ側は、政府調達に関して、豪州と米国に適用されるものと同じ待遇を日本にも適用することに合意した。
- (6) キャパシティ・ビルディングについては、双方は、電子入札の開発を含め幾つかの方法について協力する可能性を探求することとした。タイは、財務省、情報通信技術省、及びその他関係省庁の代表者からなる電子調達委員会を設立した。日本はタイ側による措置を歓迎すると共に、技術支援及び技術移転を行う可能性を探求した。

9. サービスの貿易

- (1) 1999年度版のWTO年次報告によれば、国境を越える貿易のみでもサービスの貿易は世界の全貿易の約20パーセントに及んでいる。サービスの貿易は日本のGDPの67%（2000年）、タイのその45%（2000年）を占めている。これは、営業拠点を通じたサービスの貿易や人の移動を考慮に入れるならば、サービスの貿易の成長と、両国のサービスの分野の競争力向上の必要性が潜在的に極めて高いことを示すものである。そのため、タスクフォースは、サービスの貿易の自由化は日タイ経済連携協定の鍵となる構成要素であり、交渉でサービス分野の二国間の自由化を模索することを通じて日タイ経済連携協定の中にサービスの貿易の章は盛り込まれるべきであると確信する。
- (2) まず、タスクフォースは、GATSのもとで日本が約束しているサービス分野は102である一方、タイは約70であることを指摘した。タスクフォースはJTEPAで各国が行う約束全体は、各国が第三国との関係で行った約束を考慮しつつ、WTOにおける各国の約束全体よりも多くの自由化約束を行う、より高いレベルの高いものであるべきとの点で一致した。また、タスクフォースは二国間の自由化の可能性を追求するにあたっては、両国のセンシティブ分野について適切な考慮が払われるべきことを認識した。
- (3) 両国は、各々のサービス分野についての関心リストを交換し、議論をした。
- (4) タイ側は、専門職業サービスから美容・健康サービスに至るまで広い範囲の関心を示した。時間の制限があったため、タスクフォースは以下のものを含むタイの主要な関心分野に焦点を当てることしかできなかった。
 - 医療・病院サービス
 - タイ式伝統的マッサージサービス（身体の治療目的、リラクゼーション目的を含む）
 - 老人介護サービス
 - 保育サービス
 - 家事補助サービス
 - タイ料理の料理人
 - スパサービスタイのその他の関心分野としては、専門職業サービス、ビジネスサービス、建設サービス、タイ料理学校、観光及び旅行関連サービス、スポーツ関連サービス、自動車修理サービス、

美容・理容サービス、美容術サービス及び仕立てサービスを含んでいる。

- (5) 病院サービスに関して、タイ側は第2モードのサービス提供に重点を置いており、タイにおける治療は日本の公的医療保険制度によってカバーされるべきであり、被保険者は医療保険適用となる治療を受ける目的でタイに来ることができるようにすべきであることを強く要求した。

タイ側は、このことによって、日本国民にタイにおける良質の医療サービスを受けるといふ選択肢を提供することとなり、また日本政府の医療費負担及び医療サービスを受けた者が支出する医療費負担のいずれもが軽減されることにつながることから、日本側はタイ側の要求を真剣に考慮すべきであると強調した。

日本側は、全ての日本人は各被保険者に対して公平に給付が行われる強制加入の医療保険制度によってカバーされていることから、タイで治療を受けた特定のグループのみが有利な扱いを受けるようにすることは不可能である旨詳細に説明を行い、明確にした。

日本の医療保険法規は、海外療養費について、日本の保険医療機関で治療を受けられない被保険者に対する例外的な給付であることを明確に規定している。この点から、日本側は、海外療養費は、被保険者が海外で治療を受けた場合であってやむを得ない理由があるときに限って支給されるものであり、したがってタイの医療機関で治療を受ける目的でタイを訪れた者が海外療養費の支給を受けることはできないことを重ねて主張した。

日本側は、その主要な関心のひとつとして、タイでの全てのサービス分野における内国民待遇の必要性、特に外資規制の撤廃の必要性を強調した。(注を参照)さらに、日本側は分野横断的な問題として、行政手続の透明性を盛り込むことに対する要望を示した。日本はまた知的財産権の保護について強い関心を示した。日本側は、近時のサービス分野におけるタイ側の自由化の程度に鑑みるならば、個別の分野の詳細な議論に入る前に、タイ側はこれらの一般的な関心事項を真剣に検討するべきであることを強調した。日本側は、サービス分野の自由化は固有のサービス分野を利するのみならず、製造業を含む様々な産業の事業活動の効率性の促進にも資するものでなければならない点を改めて述べた。こうした観点から、日本側は、分野横断的及び分野ごとの障害の除去に関心のあるものの例として、以下のものを含む製造関連サービス、消費者関連サービス、その他のサポーターサービスに言及した。

- アフターサービス、メンテナンスサービス
- 法律、会計サービス
- コンピューター関連サービス
- エンジニアリングサービス
- フランチャイズサービス
- 電気通信サービス
- 広告サービス
- 建設サービス
- 流通サービス
- 金融サービス(銀行、保険)
- 運送サービス
- レンタル・リースサービス

(注) 外資規制の撤廃に関しては以下の日本の関心分野は以下のものを含む

- アフターサービス、メンテナンスサービス(特に製造業や建設業に付随するもの)

- 情報通信サービス / 電気通信サービス
- コンサルティングサービス (特に建設や電力関連)
- 建設サービス
- 流通サービス (卸売 / 小売 / 商社)
- 金融サービス
- 運送サービス (海運サービス / 道路運送サービス / 運送の全てのモードについての補助的なサービス)
- レンタル・リースサービス
- クレジットサービス
- 飲食店サービス (フランチャイズを含む)
- 教育サービス
- 人材派遣・紹介サービス
- 調査及び警備サービス
- 広告サービス

タイ側は、外資参入の問題は、特にサービスの分野について、タイのビジネス界及びタイ社会にとって大変センシティブであると強調した。また、現在のタイの法制のもとでは、営業上の拠点を通じた外国のサービス供給は、原則の問題として、法律による多数の例外を残しているが、自由化されてきていることを強調した。

(6) タスクフォースは、交渉の要素を検討をし、以下の事項を強調した。

- 法的枠組みは、「相当の範囲の分野」と「実質的に全ての差別が存在しないこと又は撤廃されること」を要求している G A T S 第 5 条の規定と整合的であること；この点に関し、タイ側は、タイは発展途上国であるから、この規定のもとで弾力的適用が認められるべきであると指摘した。
- 交渉においてはリクエスト・オファーに基づき、航空のハードライツと海運のカボタージュを除いて全てのサービスセクターと全てのモードに取り組みられるべきであること(注)；
(注) 航空運輸権に関しては、シカゴ体制に基づく国際的な規制の枠組みに従い、既存の二国間航空協定の枠組みの中で議論されるべきである。カボタージュは主権の問題であり自由化の対象とならないということが国際的な慣習となっている。
- 自然人の受益者については永住者を含まず、両国の国民に限定されるべきこと

(7) 他方で、以下の事項を含むいくつかの点については次の段階で更なる議論が必要である。

- 最恵国待遇原則の適用
- 第三国によって所有または支配されている企業が受益者となるための条件
- 行政手続の透明性

(8) タスクフォースは、作業の重複を避けるため、この二国間の経済連携協定のプロセスと、W T O の枠組みの中で行われている多国間の貿易交渉の過程を調和させる方法を模索した。タスクフォースは、ジュネーブに於ける両国政府の W T O サービス交渉チーム間の適切な定期的なやりとりは維持しつつも、二国間のプロセスが効果的に進捗する限りは、日タイ経済連携協定のプロセスに重きを置くことが適切であるとした。とはいえ、当然、両国の政府は、W T O のサービス交渉に鋭意取り組むものである。

10. 投資

- (1) タスクフォースは、両国間の投資フローを増加させるため、両国が投資の保護、促進、自由化に関し、JTEPAにおいて相互に法的義務を規定する投資の章を確立すべきとの結論に達した。
- (2) タスクフォースは、日本側より提示されたJSEPAに基づくJTEPAの詳細な要素を検討し、双方は、高いレベルの投資ルールの策定を追求すべきとの見解を共有した。
- (3) 日本の韓国、シンガポール、ベトナムとの協定に言及しつつ、日本側は、高いレベルの投資ルールの策定は外国投資を誘致するための最も重要な要素の一つであることを強調した。また、日本側は、経済の発展段階にかかわらず、各国間の外国投資獲得に向けた競争が激しくなるにつれ、高いレベルの投資ルールの策定に向けた競争も激しくなっていることを強調した。
- (4) ビジネス界からの出席者を含め、日本側は、少なくとも既存の投資家のみでなく潜在的な投資家にとっても有利な投資環境が与えられているタイの米国投資家と同等の投資環境が確保されることの重要性を強調した。
- (5) タイ側は、日本とタイの経済発展段階の違いについて重ねて言及し、特別かつ異なる待遇に関する原則が考慮されるべきであるとした。また、タイ側は、投資の自由化は段階的に進展させる方法をとるべきであることを強調した。更にタイ側はタイ米友好条約により米国に与えられている待遇は、冷戦下の特別な政治環境に因る特殊な例であることを説明した。タイの投資家が活発に日本市場に参入する立場になるであろうことを想定し、タイ側は日本の投資ルールの改善に関し興味を示した。つまり、JTEPAで高いレベルの投資ルールの達成することは双方にとっての課題である。
- (6) 双方がJTEPAに盛り込むことに同意した主な規定は以下の要素である。
- 裁判手続も含めたルールと規制の透明性
 - 内国民待遇と最恵国待遇の原則
 - 裁判所へのアクセス
 - パフォーマンス要求の禁止
 - 収用と補償
 - 争乱からの保護
 - 資金の移転
 - 代位
 - 国対投資家の紛争解決
- (7) 未だ主に以下の点につき相違が残り、これらについては更なる検討が必要である。
- JTEPAが適用対象とすべき投資財産と投資家の範囲
 - 内国民待遇と最恵国待遇に関する適用の段階
 - パフォーマンス要求の禁止の範囲
 - 留保表の体裁

- 商業的リスクに対する代位
- 国家对投資家の投資に関する紛争解決のための国際仲裁手続きへのアプローチ

(8) タスクフォースは、今後他の域内各国間で締結される経済連携協定がモデルとするような投資の自由化と保護に関する模範的な章を創設する必要性を認識した。

11. 自然人の移動

- (1) タスクフォースにおいて、両国は自然人の移動の自由化及び円滑化に対し強い関心を表明した。両国は、日タイ経済連携協定が意図する経済パートナーシップを達成する有益な方途の一つとして資格保有者の交流は価値があることを認識した。同時に、双方は、将来の交渉はそれら資格保有者に焦点を当てる考えを共有した。
- (2) 自由化の分野に関し、日本側は、特に、時としてタイにおける日系企業による第3モードのサービス活動の深刻な制約になっている、タイ国における企業内転勤者の労働許可に関する問題に強い関心を表明した。これは、タイにおける滞在期間、可能な活動の拡大、日本人の雇用数に比例したタイ人従業員の雇用数要件等の問題を含む。
- (3) タイ側は、以下を含む日本側の自由化の可能性に関心を表明した。
 タイ人短期商用者の査証免除。
 タイの雇用企業の支店からの者を含む日本における企業への企業内転勤者及び日本への研修目的の企業内転勤者へのアクセス。
 サービス分野における意見交換において特定されたタイ人サービス提供者のアクセス。
 契約ベースのタイ人サービス提供者。
 タイ投資家のアクセス。
- (4) 円滑化の分野に関し、在タイ日本大使館は、日本の実業界と協力して、タイにおける労働許可制度に関するタイ政府との協議を開催した。日本側は、タイ側に対し、労働許可の規則及び手続きの規制緩和及び簡素化により、投資家の過度の負担を軽減することを要求した。一方で、日本側は、タイ政府が不法就労者を管理する正当なる必要性を認識した。タイ側は、タイ政府は労働許可発行の基準及び手続きを簡素化する省令を制定中であると回答した。新規則の適切な運用を確保するため、日本側は、双方が手続き及び提出書類の詳細を検討することを提案した。
- (5) 同様に、在日タイ大使館は、タイ人ビジネスマンと協力して、タイ人研修生と技能労働者の在留資格問題並びに入国及び滞在問題に関して、日本政府との協議を開催した。タイ側は、JITCO制度による研修生受入れの円滑化の改善及びタイ料理人についての円滑化を要求した。日本側は、JITCO研修生に関する現在行っている努力を説明すると共に、日本政府はタイの料理人の資格認定がタイ人料理人の在留資格の認定に相当か否か検討する旨回答した。更に、タイ側は、海外で働くことを希望するタイ人のためのデータベース構築の努力を、日本の入国管理当局の審査のために活かすことを提案した。
- (6) 両国は、医療・公衆衛生分野の専門家会合を開催し、看護師、マッサージ・セラピスト、老人介護士を含む国家資格所持専門家の移動の自由化の可能性につき議論した。そして、日本側は、今後議論されるこれら専門家の範囲は、受け入れ国の国家資格保有者に限定さ

れる点を強調した。また、双方は、これら専門家に関しては、国内労働市場への影響が、十分に検討されるべきであることにつき考えを共有した。

12. 金融サービス協力

- (1) タスクフォースは、技術的に進歩したネットワーク・システムを通し、金融機関の間の金融取引の信頼性の向上の必要性を理解する一方で、リスクを最小化する必要性の増大を認識する。
- (2) アジア金融危機は、強固な金融システムの重要性を明確にし、地域の金融サービス分野における組織制度造り及び人的訓練の必要性を強調した。訓練のプログラムは、特に、経済及び金融機関の強化及び長期的な能力の向上に向けられるべきである。
- (3) タスクフォースは、両国の資本市場の発展を促す日タイ間の協力として、地域金融市場、特に、当該地域の発展のため豊かな金融資源を信頼できる方法で利用するために、債券市場の発展のための協力の重要性を認識する。アジアにおける深く、流動的な債券市場の発展は、アジア諸国の長期的な資金供給の必要のための国内貯蓄を流通させ、短期的な銀行からの借入への依存を低下させ、さらに、リスク分散を求める外国投資家に投資先の選択肢を与える。
- (4) タスクフォースは、両国の金融市場インフラの改善の重要性、及び金融機関の間の情報交換等の日タイ経済連携協定の枠内での日タイ両国の協力手段を探求する必要性について議論した。

13. 情報通信技術

- (1) 情報通信技術の発展により、経済活動の構造変化がもたらされるとともに、新たなビジネス形態や両国間の協力の場が提供された。こうした展開は、経済における新しい機会をさらなる資本価値として蓄積することに資するであろう。
- (2) このような認識の下、タスクフォースにおいては、両国間でこれまでになされた、あるいは現在進行中の緊密な協調行動をさらに特定した。タスクフォースの参加者は、両国間のみならず地域レベルの通信ネットワークの発展のために重要であると考えられる協力分野も明らかにした。この関係で、タスクフォースにおいては、そのような両国間の協力の目覚ましい例の一つとして、2003年1月に日本国総務大臣とタイ王国情報通信技術大臣が、情報通信技術及び関連サービスのさらなる発展を目指した包括的な協力関係を形成したことも想起した。
- (3) タスクフォースにおける詳細な協議を通じ、両国関係者は、特に南東アジアと北東アジアとの間の通信量を向上させるとの目的の下で、将来の具体的な協力について議論し、探求した。具体的には、ブロードバンド・プラットフォーム上でのデジタルコンテンツの流通促進、アジアにおけるブロードバンド・ネットワークの構築及び電子商取引の推進、特にそのための法制度及び準則の整備などの分野である。

- (4) その結果、タスクフォースは、情報通信技術の分野でこのような協力と協調を継続することが重要であるという点について一層理解を深めるとともに、両国経済の競争力を強化するために、日・タイ経済連携協定の枠組みにおいて、そのような協力と協調の質を高め、拡大していくことが必要であると認識した。

14. 科学、技術、エネルギー、環境

- (1) 科学・技術の果たす役割は、現在の経済において一層重要性を増している。科学・技術上の革新は、知識を基盤とする経済において、競争力を決定する主な要因である。日本は、これまで、こうした技術を効果的に開発し、自らの福利及び繁栄のためにそれを活用する上で成功を収めてきた。
- (2) タイ政府も同様に、自国の繁栄及び福利のために科学・技術の発展から得られる便益を最大限活用する考えである。タイは、この地域における科学・技術の開発を推進するための努力を払う中で、自国の潜在力を拡大しようと努めている。
- (3) タイ側は、生命科学、ナノテクノロジーを含む材料技術、先端技術、エネルギー及び環境等を、今後協力可能性のある分野として提案した。
- (4) 日本側は、相互の利益を増進すること、及び、二国間において協力可能性のある分野に係る共通の認識を有することの重要性を強調し、協力可能性のある分野及び形態を特定し、追求すべく更なる議論を行う必要性に留意した。かかる目的のために、日本側として、タイの科学技術機関及び大学の現状を精査及び調査を行うための科学・技術ミッションを、2003年10月26日から31日までタイに派遣した。
- (5) 本タスクフォースは、合同委員会若しくはそれに類する組織を、科学・技術、エネルギー、環境分野において設置することを提言した。

15. 教育・人材養成

- (1) 教育・人材養成は、迅速かつ持続可能な経済成長を成し遂げるために極めて重要な要素であると考えられる。それゆえ、タイは、特に教育・人材養成の強化を通じた、近隣地域の発展を促進する取組みを強化している。東南アジアにおける日本ビジネス社会の現在の重要な存在を考慮すると、日本がタイとの連携でこの協力をすれば、タイと近隣地域の経済発展において、日本の役割と貢献はますます拡大するだろう。
- (2) 知識経済で鍵となる競争優位を主に決定するのが人間の知識と技能である。最も重要なことは、経済的必要性に適応するために必要な知識と技能を備えるため、児童及び青年を教育することや成人の訓練・再訓練を行うことにある。彼らの創造性を養うことは、両国の競争力の獲得のみならず、両国の社会を豊かにもすることができる。
- (3) 日本側は人物交流と教育研究機関間の協力の重要性を強調した。人物交流について日本側は、政府の「留学生10万人受入れ計画」を遂行中であり、本計画のもと、2002年現在、

1500人以上のタイ人留学生在日本で学習していること、及び33人の日本政府派遣留学生在タイで学習していることについて説明するとともに、その他の教育研究のあらゆるレベルの人物交流が非常にうまくいっていることを紹介した。日本側は更に、両国間の教育研究機関間の協力が促進していることに言及した。

- (4) 加えて、タイ側は以下の分野及び協力の形態について強い関心を示した。
- ・教育のあらゆるレベルの学生、研究者及び教育関係者の交流
 - ・教育研究機関の共同研究
 - ・訓練とインターンシップ
 - ・タイ国内における日本語教育
 - ・学位の相互承認の共同研究
- (5) タスクフォースは、特に近隣諸国（カンボジア、ラオス、ミャンマー・ベトナム）の地域のより均整のとれた持続可能な成長のための技術協力の拡大に、タイ側が特に関心を示したことに留意した。
- (6) 訓練とインターンシップ計画に関しては、タイ側は関心分野として、ICT、バイオテクノロジー、環境技術、食糧管理、農産業、ホテルと観光管理、工学と生産技術及び特殊教育を取り上げた。
- (7) タスクフォースは、教育・人材養成分野の合同委員会若しくはそれに類する組織を設立することを推奨した。

16. 観光

- (1) タスクフォースは、観光は相互受益的な協定のもうひとつの有望な分野であると認識した。これは両国が観光における連携を深め、さらにそれを東南アジアや南アジアの他の地域に拡大するための強力で補完的な要素に恵まれているためである。タスクフォースは、日本が巨大な経済市場とビジネス機会をもつ東アジアを、世界の他の地域と結びつける航空のハブであると認識し、またタイを地域の航空のハブであり、道路や高速道路をつなぐ必要不可欠な役割を果たしていると認識した。タスクフォースは、観光におけるこのような連携が両国の観光産業の様々な面において新しいビジネスの機会を開くものであることに留意した。
- (2) 観光の拡大による明確な経済効果は強調しすぎることはない。1999年に観光は、直接的または間接的に、東南アジアのGDPの10.6%を、1530万の仕事を、雇用において7.3%の増加を創出した。ホテル、航空、レストラン、及び他の観光関連産業は21世紀におけるリーディング産業の一つになりうるものである。これらの前向きな側面を考慮し、タスクフォースは、両国にとって観光を発展させるために共同で作業する多くの機会があると評価した。
- (3) タスクフォースは、観光の発展は経済の成長と仕事の創出における触媒的な役割を果たすのみならず、両国間及び世界の他の地域との相互理解を促進する役割を果たすとの認識を共有した。観光の発展が、長い歴史を持つ両国の国民が自国に誇りを持つため、また、観光発展の共同の努力を通じて彼らの国の魅力を再発見することを助長するであろう。

- (4) タスクフォースは、情報及びデータの交換、観光専門家の訪問及び交流並びに観光業におけるジョイント・ベンチャーの促進のための共同セミナーやトレーニング、パッケージツアーの促進、第三国への共同マーケティング、海洋観光やエコツーリズム、M I C E 関連の観光客、ロングステイプログラムの拡大、特に温泉などの両国の魅力的な観光スポットの奨励に関する情報交換など、潜在的可能性を持つ協力の様々な分野について議論した。
- (5) 日本側は、協力活動の範囲については明確に定義されるべきと強調した。さらに、両国が協力活動の実現可能性と適切性を十分に考慮すべきであると強調した。
- (6) タスクフォースは、観光分野におけるそのような協力が、両国間の観光客数を増加させるのみならず、第三国からの観光客を日タイ両国へ引きつけるであろうことを認識した。日本側は、このような協力プロジェクトのいくつかは、日 A S E A N センター及び民間セクターの参加及び貢献を包含すべきであると提案した。
- (7) タスクフォースは、2002年に、約120万人のタイへの日本人観光客数と、全タイ人海外旅行者の4.42%にとどまる約7万3000人の日本へのタイ人観光客数の間の不均衡を認識した。タイ側は、この不均衡は日本側がタイ人の観光ビザの取得を円滑にすることで改善されるものであることを指摘した。自然人の移動の項の関連するパラグラフで触れられたように、入国及び滞在の手続きに関する両国の協議が存在し、それは観光の分野においても重要である。
- (8) タスクフォースは、観光の分野において、合同委員会、あるいはこれに相当するものの設立を推奨した。

17. 中小企業

- (1) 中小企業は、各国経済において中心的な役割を演じてきた。裾野産業として、中小企業は経済の基盤となるものである。
ベンチャー型または先端的な産業として、中小企業は知的経済の実現に向けて推進と動機を与えるものである。日本の場合、中小企業は、雇用者の70%以上を占め、製造業の付加価値額の55%以上を占めている。タイ国においても、中小企業は経済の不可欠な役割を演じている。全雇用者数の78%を占め、同国GDPの42%以上を生み出している。
- (2) 他方、大企業と比較し、中小企業は、市場、技術、及び人的・金融資源へのアクセス弱点があり、アジア金融危機においてもその脆弱性を露呈した。
- (3) かかる観点から、タスクフォースは、中小企業振興に向けた協力分野は多岐にわたること、また、かような連携と連結を促進するための両国の共同の努力は、日タイ経済連携協定の枠組みにおいて極めて適切であることを認識した。
- (4) 過去数十年において、両国間の産業協力は、これまでになく緊密かつ強力なものとなってきた。これらの中において、中小企業協力は、こうした産業協力の基礎となるような主要な開発分野の一つとなっている。例えば、タイ国においては、自動車技術構築計画、中小企業振興事務所の設置、中小企業促進法の制定、中小企業経営コンサルティング（診断）

制度などが例として挙げられる。

- (5) こうしたこれまでの二国間の協力プロジェクトを踏まえ、タスクフォースは日タイ経済連携協定の枠組みの中で、両国の中小企業の連携と連結の協力を強化し拡大することが重要であると認識した。また中小企業分野協力における次の段階としては、中小企業振興と草の根レベルの経済活動との連結を図るべきである。
- (6) 日本の民間部門参加者は、就業者もしくは退職後に中小企業に関する専門知識を付与できる日本人専門家派遣の貢献について言及を行った。タスクフォースは、このようなタイの中小企業分野の専門家に対する技術指導のための、これまでの長年の日本人中小企業専門家を派遣による技術協力を評価した。タスクフォースの民間部門参加者は、このような技術協力は、タイへのシニア専門家派遣という形で強化されるべきであると提案した。
- (7) タスクフォースはこの日タイ経済連携協定の枠組みにおいて、JETROが中小企業分野での協力の一端を担う意向を共有した。
- (8) タスクフォースは中小企業分野において合同委員会またはそれと同等のもの設立を提案した。この点に関し、タスクフォースは、合同委員会乃至それに相当する組織の望ましい構成について議論した。タイ側は、独立した合同委員会が設立されるべき旨主張した。日本側は、合同委員会乃至それに相当する組織は、日タイ経済連携協定のその他の分野とのバランス及び一貫性を配慮しつつ議論されるべきであると指摘した。

18. 貿易投資促進

- (1) 貿易および投資の自由化の他に、貿易および投資促進を意識的に取り組むことは、2国間経済連携の枠組みを構築する上で重要である。これまでトレードフェアの主催、貿易・投資使節団の派遣、セミナー開催、専門家派遣など様々な措置が2国間においてとられてきた。また同様に、新たに施行された法令、規制の周知なども行われてきた。
- (2) タスクフォース会合において、両国の貿易保険関連当局間の調整を通じて、貿易保険分野での二国間協力を進めていくとの日本の提案が確認された。具体的には、情報交換・経験共有や、現在既に取り組まれている研修プログラムを通じた人材育成の継続、さらには、タイの関連当局が引き受けるリスクの一部を日本のNEXTIがカバーするなど両国間の再保険メカニズムの可能性の検討を行う。
- (3) タスクフォースは、「ロング・ステイ・プログラム」が双方の共通関心事項であることを確認した。またタスクフォースは、タイにおける(企業などの)苦情に対応するものとして、日本側が「ワン・ストップ・サービス」の制度に特に関心があると表明したことに留意した。
- (4) タスクフォースは、日タイ経済連携協定の貿易投資促進協力分野の枠組みにおける実施機関としてJETROが含まれ得るという考えを共有した。

19. 農林水産業協力

- (1) タスクフォースは、これまで日本から供与された膨大な協力プロジェクトとそれらに対するタイ側の深甚な感謝について留意した。
- (2) タスクフォースは、東アジア緊急コメ備蓄計画が進行中であることの報告を受けた。タスクフォースは、パイロット・プロジェクトの成果が正当に評価されることを希望した。
- (3) S P S 措置に関して、タイ側は、これらの措置がタイ産農産品の貿易障壁となってはならないとの見解を表明した。タイ側は、また、S P S 問題に関する協力は、日タイ経済連携協定の技術協力の枠組みの中で検討されるべきであると強調した。日本側は、S P S 措置は、科学的根拠に基づくべきものであって、農産物輸出を増加させる目的で検査水準を低下させることを求めるのは不相当であることを強調した。タイ側は、日本側が表明したS P S に関する見解に理解を示した。
- (4) タスクフォースは、農林水産分野において双方に利益をもたらす技術協力の重要性と次の段階において協力可能な分野を同定する努力を継続することで合意した。
- (5) タスクフォースは、付属文書 5 . に示された農林水産業専門家会合の結果を再確認し、この文書が交渉段階における協議の基礎となるべきであることに合意した。

20. ビジネス環境整備

- (1) 日タイ両国におけるビジネス活動を促進、拡大させるためには、両国の産業界が直面する様々な問題を解決しなければならない。これらの問題は必ずしも 2 国間経済連携協定によって規定された法的拘束力のある約束の対象となるわけではない。両国の産業界の利益を考えれば、日タイ経済連携協定の枠組みの下、ビジネス環境に関連する問題を取り上げることは有意義である。
- (2) 日本側は、日本の産業界がタイにおいてよりよいビジネス環境を創るために要望している検討すべき事項を紹介した。それらは以下のような項目を含む。
 - ・ ビジネスに関連する制度、手続、法令及び司法手続を含むビジネス環境の透明性と安定性の強化
 - ・ ビジネス活動における手続の簡素化
 - ・ 魅力あるビジネスインフラの創設
- (3) これらの問題に取り組むため、日本側は日タイ経済連携協定にビジネス環境整備の章を創設することを提案した。それは、いわゆる「駆け込み寺」のように機能し、両国の産業界が直面する様々な問題の解決策を議論する何らかの仕組みの設立を規定することになる。
- (4) タイ側は日本の提案を歓迎し、そしてタイにおけるビジネス環境を改善することは常にタイ政府の政策であることを強調した。タイ側は様々な経路を通じて行われている既存の努力も、先に挙げたような問題を実際かつ効果的な方法で解決するために検討されるべきである一方、提案された仕組み、特に日本に設立されるものは、タイの事業者が日本で事業をする際に直面する困難を解決する助けとなると言及した。
- (5) タスクフォースは、両国が一緒になってそれぞれの国によりよいビジネス環境を作らなけ

ればならないという見解を共有した。そのために、両国はそれぞれの国に適切な仕組みを創設しなければならないとした。

21. 紛争の回避及び処理

- (1) 日タイ経済連携協定の解釈及び適用に関し、意見の相違が発生しうる。タスクフォースは、それらの意見の相違が紛争となる前に、両者が相違を狭める努力をすることができ、またすべきであることが適当であると思料する。
- (2) WTOの紛争の解決手続きとは別に、タスクフォースは、日タイ経済連携協定が協議手続き及び、協議が意見の相違を解決出来ない場合には、紛争の解決手続きを備えているべきであると理解した。この二層の手法は、両者があらゆる紛争を未然に防ぐために最大限の努力をすることを助け、日タイ経済連携協定の友好的な運用に寄与しうる。
- (3) タスクフォースは日シンガポール経済連携協定に備えられた紛争の回避及び処理のシステムを研究し、日タイ経済連携協定に同様の手続きを創設することを決定した。

添付文書 1 . 参加者リスト (日本・作業部会)

日タイ経済連携作業部会参加者名簿

平成 15 年 5 月

外務省

宮川 満喜雄 アジア大洋州局地域政策課課長
大江 博 在タイ大使館公使
八幡 富美雄 自由貿易協定・経済連携協定室長

財務省

片山 さつき 関税局関税企画官

農水省

坂井 眞樹 総合食糧局国際部国際調整課長
梶島 達也 総合食糧局国際部国際調整課貿易・情報室長
斎藤 登 生産局植物防疫課長
増田 敏明 食糧庁国際課長

経済産業省

佐々木 伸彦 通商政策局地域協力課長
杉田 定大 通商政策局アジア太平洋課長
櫻田 道夫 産業技術環境局認証課相互承認推進室長
大久 幸昭 中小企業庁事業環境部国際室企画官

公正取引委員会

小畑 徳彦 事務総局官房国際課長

金融庁

甲口 信明 総務企画局国際課課長補佐

総務省

浅見 洋 総合通信基盤局国際部国際協力課長
宮下 貴志 総合通信基盤局国際部国際協力課企画官

法務省

藤岡 明 入国管理局総務課参事官室入国管理調整官

文部科学省

石田 徹 大臣官房国際課企画調整室長

厚生労働省

皆川 尚史 大臣官房国際課長

勝田 智明	職業安定局外国人雇用対策課長
野口 尚	医政局看護課看護職員確保対策官
土生 英二	医政局総務課企画官
木下 賢史	保険局総務課企画官

国土交通省

町田 裕彦	総合政策局国際建設課国際建設経済室長
吉田 恭	総合政策局国際建設課国際建設市場調整官
安達 徹	総合政策局国際業務課国際調整官

環境省

内藤 冬美	地球環境局総務課企画法令係長
-------	----------------

日本銀行

露口 洋介	国際局総務課企画役
-------	-----------

学界

伊藤 元重	東京大学大学院経済学研究課教授
-------	-----------------

産業界

(日本経団連)

安居 祥策	日タイ貿易経済委員長 帝人(株) 会長
島上 清明	日タイ貿易経済委員会日タイ経済連携タスクフォース座長 東芝常任顧問
大川 三千男	日本経団連アジア・大洋州地域委員会企画部会長、東レ顧問
深田 静夫	日本経団連アジア・大洋州地域委員会企画部会自由化タスクフォース座長 オムロン(株) 経営総務室顧問
福田 篤	トヨタ自動車 渉外部海外渉外室 3Gグループ長
角田 博	日本経団連国際経済本部長
山越 厚志	日本経済団体連合会 国際協力本部アジア・大洋州グループ長

List of Thai Participants
In the JTEP Working Group Meeting

May 2003

Ministry of Agriculture and Cooperatives

Mr. Pinit Korsieporn
Director, Foreign Agricultural Relations Division
Office of the Permanent Secretary

Ministry of Commerce

Ms. Srirat Rastapana
Deputy Director-General,
Department of Trade Negotiations

Ministry of Finance

Ms. Chularat Suteethorn
Director,
International and Macroeconomic Policy Bureau, Fiscal Policy Office

Ms. Banthornchome Karwsa-ard
Director, Investment Policy Division
Bureau of Financial System, Saving and Investment Policy

The Comptroller General's Department

Mr. Kulit Sombatsiri
Director, Office of Public Procurement Management

The Customs Department

Mr. Ekalarp Rattanaruja
Senior Expert on Customs Tariff

Ministry of Foreign Affairs

Mr. Pisan Manawapat (Head of Delegation)
Director-General,
Department of International Economic Affairs

Mr. Ruengdej Mahasaranond
Deputy Director-General,
Department of East Asian Affairs

Mr. Virachai Plasai

Director,
Treaty Division, Department of Treaties and Legal Affairs

Mr. Narong Sasitorn
Director,
Division 3, Department of East Asian Affairs

Ministry of Industry

Mr. Surasak Asavadorndeja
Deputy Secretary-General,
Thai Industrial Standards Institute

Mr. Somchai Harnhiran
Director of International Industrial Economics Division,
Office of Industrial Economics

Office of SMEs Promotion

Ms. Wimonkan Kosumas
Director, International Co-operation Program
Office of SMEs Promotion

Ms. Panita Shinawatra
Director,
Office of SMEs Promotion

Ministry of Labour

Ms. Orawan Pongpangan
Acting Director, Office for Foreign Workers Administration

Ministry of Public Health

Ms. Pennapa Subcharoen
Deputy Director-General,
The National Institute of Thai Traditional Medicine

National Electronics and Computer Technology Center (NECTEC)

Mr. Royol Chitradon
Expert 4

National Economics and Social Development Board (NESDB)

Mr. Porametee Vimolsiri
Executive Director of Macroeconomic Office

Ms. Priyanut Piboolsravut
Director of International Economic Policy Unit

Bank of Thailand

Ms. Vachira Arromdee
Senior Executive, International Economics Division

University Affairs

Ms. Aporn Kanvong
Director, Division of International Co-operation

Academic Representatives

Dr. Kitti Limsakul
Vice Minister for Finance

Dr. Sakda Thanitcul
Faculty of Law
Chulalongkorn University

Dr. Supat Supachalasai
Director, APEC Studies Center,
Thammasat University

Dr. Kitti Prasertsuk
Committee of Japanese Studies Program, Institute of East Asian Studies,
Thammasat University

Private Sector Representatives

Mr. Sompong Tancharoenphol
Chairman
Japan Committee
The Federation of Thai Industries

Mr. Phornsini Phacharintanakul
Chairman,
Joint Working Group on Food Quality Improvement,
Joint Trade and Economic Cooperation Committee

Dr. Katiya Greigarn
Vice Chairman,
Electronic and Allied Industries Club,
The Federation of Thai Industries

Joint Standing Committee on Commerce, Industry, and Banking

Ms. Kanchana Thaichon
Secretary Office Director

Secretariat

Ministry of Agriculture and Cooperatives

Mr. Boonnorm Oonkasem
Senior Policy and Plan Analyst

Ministry of Commerce

Mr. Somsak Tanasupawat
Senior Trade Officer,
Department of Trade Negotiations

Ms. Pannipa Laohalodanon
Senior Trade Officer,
Department of Trade Negotiations

Mr. Thalerngsak Vongsamsorn
Trade Officer,
Department of Trade Negotiations

Ms. Sita Sitalux
Trade Officer,
Department of Trade Negotiations

Ministry of Culture

Mr. Poolsak Sooktrapthaweeapol
Office of the Permanent Secretary

Ministry of Education

Ms. Panpimol Yinnang
Expert Relations Officer 7
Expert Relations Division, Office of the Permanent Secretary

University Affairs

Mr. Ekapong Lauhatiansind
Chief, Co-operative Program (East)

Ministry of Energy

Ms. Dararaka Suwannakul
Foreign Relations Officer

Ministry of Finance

Ms. Kijjaluck Srinuchasat
Tax Specialist 6

Ms. Sansucha Ratanadirek
Economist 5

The Customs Department

Ms. Suntareeya Twichaprasit
Tax Specialist 5

The Office of Securities and Exchange Commission

Ms. Ruenvadee Suwanmongkol
Deputy Director

Board of Investment

Ms. Bussarakam Srirattana
Investment Promotion Officer

Ministry of Foreign Affairs

Mr. Pitchayaphant Charnbhumidol
Counsellor,
Department of East Asian Affairs

Mrs. Patrawan Vechasart

Counsellor,
Department of International Economic Affairs

Mr. Mongkol Sinsomboon

First Secretary,
Department of East Asian Affairs

Ms. Prinat Aprirat

Second Secretary,
Department of East Asian Affairs

Ms. Tanyarat Mungkalarungsi

Third Secretary,
Department of Treaties and Legal Affairs

Mr. Chakraphan Yuwari

Third Secretary,
Department of East Asian Affairs

Ms. Venus Asawapoom

Attaché,
Department of East Asian Affairs

Ministry of Industry

Ms. Ni-on Chulkarat
Plan and Policy Analyst

Ministry of Labour

Ms. Darapat Limprawanit
Labour Technical Officer

Ministry of Natural Resources and Environment

Ms. Dararat Ritboonyakorn
Senior Foreign Relations Officer

Ministry of Public Health

Ms. Kunchana Deewised
Deputy Director,
The National Institute of Thai Traditional Medicine

Ms. Suwan Sanyarat
Assistant Director,
Health Insurance Office

Ministry of Science and Technology

Ms. Nongluck Pankurdee
Deputy Governor

Dr. Chatri Sripaipan
Deputy Director

Ministry of Social Development and Human Security

Ms. Prachayanee Prampan
International Affairs Officer

Ms. Amarat Sricham
Policy and Plan Analyst 4

Ministry of Tourism and Sports

Ms. Prapa Tantasuparuk
International Affairs Section, Office of Tourism Department

Tourist Authority of Thailand

Ms. Aranee Jaiimsin
International Relations Officer 4

Ministry of Transportation

Ms. Tipaya Ratanapol
Foreign Relations Officer 5

NECTEC

Mrs. Royboon Rassameethes
Head of International Affairs Section, Manager, e-Thailand Unit

Ms. Areeya Danusathienporn
Foreign Relations Officer

Bank of Thailand

Ms. Yupa Kaweeratchatachaweng
Analyst
International Economics Department

添付文書 2 . 参加者リスト (タスクフォース)

日タイ経済連携協定タスクフォース参加者名簿

平成 15 年 1 2 月

外務省

宮川 満喜雄	アジア大洋州局地域政策課課長
大江 博	在タイ大使館公使
山野内勘二	アジア大洋州局南東アジア第一課長
金杉 憲治	北米局北米第二課課長
山上 信吾	北米局北米第二課課長
尾池 厚行	経済局国際経済第一課課長
新美 潤	経済局国際経済第一課課長
道上 尚史	経済局国際経済第二課課長
難波 充典	経済局開発途上地域課企画官

財務省

菅 正広	関税局調査課長
高木 隆	関税局関税企画官

農水省

坂井 眞樹	大臣官房国際部国際調整課長
梶島 達也	大臣官房国際部国際調整課地域調整室長
羽村 康弘	大臣官房国際部国際調整課国際調整官
塩谷 和正	生産局特産振興課地域対策官
合田 素行	農林水産政策研究所国際政策部長

経済産業省

佐々木 伸彦	通商政策局地域協力課長
杉田 定大	通商政策局アジア太平洋課長
渡辺 弘美	商務情報政策局情報政策課企画官 (I T 国際問題担当)
大熊 雄治	特許庁総務部国際課地域政策室長
大久 幸昭	中小企業庁事業環境部国際室企画官
櫻田 道夫	産業技術環境局認証課相互承認推進室長

総務省

宮下 貴志	総合通信基盤局国際部国際協力課企画官
-------	--------------------

法務省

藤岡 明	入国管理局総務課参事官室入国管理調整官
------	---------------------

国土交通省

町田 裕彦	総合政策局国際建設課国際建設経済室長
大野 雄一	総合政策局国際建設課国際建設経済室長
吉田 恭	総合政策局国際建設課国際建設市場調整官
林 泰三	総合政策局国際企画課国際交通政策室課長補佐

厚生労働省

皆川 尚史	大臣官房審議官（国際担当）
野口 尚	医政局看護課看護職員確保対策官
達窟谷庸野	職業安定局雇用対策課企画官

文部科学省

石田 徹	大臣官房国際課企画調整室長
------	---------------

文化庁

伊佐 進一	長官官房国際課企画・調査係長
-------	----------------

環境省

内藤 冬美	地球環境局総務課企画法令係長
-------	----------------

金融庁

甲口 信明	総務企画局国際課課長補佐
-------	--------------

公正取引委員会

小畑 徳彦	事務総局官房国際課長
-------	------------

日本銀行

露口 洋介	国際局総務課企画役
-------	-----------

産業界

（日本経団連）

安居 祥策	日タイ貿易経済委員長
	帝人(株) 会長
島上 清明	日タイ貿易経済委員会日タイ経済連携タスクフォース座長
	東芝常任顧問
大川 三千男	日本経団連アジア・大洋州地域委員会企画部会長、東レ顧問
長谷 伊通	帝人顧問
峯崎 博	東芝海外事業推進部業務担当参事
樋口 道泰	帝人経営企画室秘書課長
角田 博	日本経団連国際経済本部長
川口 晶	日本経団連国際経済本部アジア・大洋州グループ長

（全中）

山田 俊男	全国農業協同組合中央会専務理事
小林 寛史	全国農業協同組合中央会W T O 対策室調査役

(全漁連)

宮原 邦之 全国漁業協同組合連合会常務理事
佐藤 正明 全国漁業協同組合連合会国際対策室長

(日本看護協会)

岡谷 恵子 専務理事

学界

伊藤 元重 東京大学大学院経済学研究課教授
浦田 秀二郎 早稲田大学教授
白石 隆 京都大学東南アジア研究センター教授
服部 信司 東洋大学教授
井口 泰 関西学院大学教授

List of Thai Participants

In the JTEP Task Force

Ministry of Agriculture and Cooperatives

Mr. Ampon Kittiampon
Executive Director,
National Bureau of Agricultural Commodity and Food Standards

Mrs. Pongpit Dulyapach
Deputy Director-General
Cooperatives Promotion Department

Mr. Pinit Korsieporn
Director, Foreign Agricultural Relations Division
Office of the Permanent Secretary

Ministry of Commerce

Ms. Srirat Rastapana
Deputy Director-General,
Department of Trade Negotiations

Ms. Poonsri Khulimakin
Director, Bureau of East Asian Economic Cooperation,

Mr. Kajit Sukhum
Director, Intellectual Property Promotion and Development Division
Department of Intellectual Property

Ministry of Education

Mrs. Chantavit Sujatanond
Senior Advisor, Commission on Higher Education,

Ministry of Finance

Ms. Chularat Suteethorn
Director, International and Macroeconomic Policy Bureau
Fiscal Policy Office

Ms. Banthornchome Karwsa-ard
Director, Investment Policy Division
Bureau of Financial System, Saving and Investment Policy

Mr. Rit Syamananda

Director, Bilateral and Multilateral Trade Liberalization Section

The Comptroller General's Department

Mr. Kulit Sombatsiri

Director, Office of Public Procurement Management

The Customs Department

Mr. Sathan Siripan

Director

Mr. Ekalarp Rattanaruja

Senior Expert on Customs Tariff

Ministry of Foreign Affairs

Mr. Pisan Manawapat

(Head of Delegation)

Director-General,

Department of International Economic Affairs

Mr. Ruengdej Mahasaranond

Deputy Director-General,

Department of East Asian Affairs

Mr. Virachai Plasai

Director,

Treaty Division, Department of Treaties and Legal Affairs

Mr. Narong Sasitorn

Director,

Division 3, Department of East Asian Affairs

Ministry of Industry

Mr. Surasak Asavadorndeja

Deputy Secretary-General,

Thai Industrial Standards Institute

Mr. Somchai Harnhiran

Director of International Industrial Economics Division,

Office of Industrial Economics

Office of SMEs Promotion

Ms. Wimonkan Kosumas

Director, International Co-operation Program

Office of SMEs Promotion

Ministry of Labour

Mr. Songsak Tantayotin
Deputy Director-General,
Department of Employment

Ms. Sumal Kongmanusorn
Director, Office of Overseas Employment Administration
Department of Employment

Ministry of Public Health

Dr. Songplan Singhkaew
Chief, Policy and Strategy Section

National Electronics and Computer Technology Center (NECTEC)

Mr. Royol Chitradon
Senior Expert

National Economics and Social Development Board (NESDB)

Mr. Porametee Vimolsiri
Executive Director of Macroeconomic Office

Ms. Priyanut Piboolsravut
Director of International Economic Policy Unit

Bank of Thailand

Mr. Surapong Nawarat
Director,
International Economics Analysis Team

Ms. Vachira Arromdee
Senior Executive, International Economics Division

The Tourism Authority of Thailand

Mr. Pichai Raktasingha
Director,
Indochina Market Promotion

Academic Representatives

Dr. Kitti Limsakul
Vice Minister for Finance

Dr. Supat Supachalasai
Director, APEC Studies Center,
Thammasat University

Dr. Sakda Thanitcul
Faculty of Law
Chulalongkorn University

Dr. Thanet Makjamroen
Faculty of Economics
Thammasat University

Private Sector Representatives

Mr. Phornpinit Pornprapa
Secretary-General
Board of Trade and the Thai Chamber of Commerce

Mr. Sompong Tancharoenphol
Chairman
Japan Committee
The Federation of Thai Industries

Mr. Phornsini Phacharintanakul
Chairman,
Joint Working Group on Food Quality Improvement,
Joint Trade and Economic Cooperation Committee

Dr. Nilsuwan Leelarasamee
Vice-President
The Federation of Thai Industries

Dr. Piyanuch Malakul Na Ayudthaya
Thai Chamber of Commerce

Joint Standing Committee on Commerce, Industry, and Banking

Ms. Kanchana Thaichon
Secretary Office Director

Secretariat

Ministry of Agriculture and Cooperatives

Mr. Boonnorm Oonkasem
Senior Policy and Plan Analyst

Ms. Lantom Sutti
Policy and Plan Analyst

Ministry of Commerce

Mr. Somsak Tanasupawat
Senior Trade Officer,
Department of Trade Negotiations

Ms. Pannipa Laohalodanon
Senior Trade Officer,
Department of Trade Negotiations

Mr. Thalerngsak Vongsamsorn
Trade Officer,
Bureau of East Asian Economic Cooperation

Ms. Sita Sitalux
Trade Officer,
Bureau of Trade in Services Negotiations

Ms. Wathanya Satayavanija
Trade Officer,
Bureau of East Asian Economic Cooperation

Ministry of Culture

Mr. Poolsak Sooktrapthaweeapol
Office of the Permanent Secretary

Ministry of Education

Ms. Orachart Suebsith
Chief, Bilateral Cooperation

Ms. Panpimol Yinnang
Chief, Asia-Pacific Cooperation Sub-section

Mr. Ekapong Lauhatiansind
Chief, Co-operative Program (East)

Ms. Wattanasopee Suksa-ard
International Cooperation Officer 6

Ministry of Energy

Ms. Dararaka Suwannakul
Foreign Relations Officer

Ministry of Finance

Ms. Sansucha Ratanadirek

Economist 5
Fiscal Policy Office

Ms. Nalaya Kitipichetvong
Economist, International and Macroeconomic Policy Bureau
Fiscal Policy Office

The Customs Department

Ms. Kijjaluck Srinuchasat
Tax Specialist 6

The Office of Securities and Exchange Commission

Ms. Ruenvadee Suwanmongkol
Deputy Director,
Research and Strategy Department

Ms. Rashnee Smuthranond
Senior Division Chief,
Research and Strategy Department

Board of Investment

Ms. Bussarakam Srirattana
Investment Promotion Officer

Ministry of Foreign Affairs

Mr. Pitchayaphant Charnbhumidol
Counsellor,
Department of East Asian Affairs

Mrs. Patrawan Vechasart
Counsellor,
Department of International Economic Affairs

Ms. Prinat Aprirat
Second Secretary,
Department of East Asian Affairs

Ms. Tanyarat Mungkalarungsi
Third Secretary,
Department of Treaties and Legal Affairs

Mr. Chakraphan Yuwari
Third Secretary,
Department of East Asian Affairs

Ms. Venus Asawapoom
Attaché,
Department of East Asian Affairs

Ministry of Industry

Ms. Ni-on Chulkarat
Plan and Policy Analyst,
Office of Industrial Economics

Mr. Veeris Ammarapala
Office of SMEs Promotion

Ministry of Labour

Ms. Aratchaporn Dhebhavalya
Senior Labour Technical Officer,
Office of Foreign Workers Administration,
Department of Employment

Ms. Darupat Limprawanit
Senior Foreign Relations Officer,
Planning and Information Division

Ministry of Natural Resources and Environment

Ms. Dararat Ritboonyakorn
Senior Foreign Relations Officer

Ministry of Public Health

Mr. Vichai Chankitiwat
Public Health Technical Officer

Ministry of Science and Technology

Ms. Nongluck Pankurdee
Deputy Governor

Dr. Chatri Sripaipan
Deputy Director

Mr. Noppadon Arayatham
Foreign Relations Officer

Ministry of Social Development and Human Security

Ms. Prachayanee Prampan
International Affairs Officer

Ms. Amarat Sricham

Policy and Plan Analyst 4

Ministry of Tourism and Sports

Ms. Prapa Tantasuparuk

International Affairs Section, Office of Tourism Department

Tourist Authority of Thailand

Ms. Aranee Jaiimsin

International Relations Officer 4

Ministry of Transportation

Ms. Tipaya Ratanapol

Foreign Relations Officer 6

NECTEC

Mrs. Royboon Rassameethes

Head of International Affairs Section, Manager, e-Thailand Unit

Ms. Areeya Danusathienporn

Foreign Relations Officer

Bank of Thailand

Ms. Yupa Kaweeratchatachaweng

Analyst

International Economics Department



対タイ輸出入額の推移

(単位: 億円)

年	輸出			輸入			貿易収支	
	対世界	対タイ	比率	対世界	対タイ	比率	対世界	対タイ
1990	414,569	13,154	3.2%	338,552	5,993	1.8%	76,017	7,161
(増加率)	9.6%	39.6%		16.8%	21.5%			
1991	423,599	12,723	3.0%	319,002	7,076	2.2%	104,597	5,648
(増加率)	2.2%	3.3%		5.8%	18.1%			
1992	430,123	13,119	3.1%	295,274	7,533	2.6%	134,849	5,586
(増加率)	1.5%	3.1%		7.4%	6.5%			
1993	402,024	13,653	3.4%	268,264	7,232	2.7%	133,761	6,421
(増加率)	6.5%	4.1%		9.1%	4.0%			
1994	404,976	15,025	3.7%	281,043	8,380	3.0%	123,932	6,645
(増加率)	0.7%	10.0%		4.8%	15.9%			
1995	415,309	18,499	4.5%	315,488	9,499	3.0%	99,821	9,000
(増加率)	2.6%	23.1%		12.3%	13.4%			
1996	447,313	19,880	4.4%	379,934	11,112	2.9%	67,379	8,768
(増加率)	7.7%	7.5%		20.4%	17.0%			
1997	509,380	17,644	3.5%	409,562	11,573	2.8%	99,818	6,070
(増加率)	13.9%	11.2%		7.8%	4.2%			
1998	506,450	12,221	2.4%	366,536	10,682	2.9%	139,914	1,540
(増加率)	0.6%	30.7%		10.5%	7.7%			
1999	475,476	12,848	2.7%	352,680	10,082	2.9%	122,795	2,766
(増加率)	6.1%	5.1%		3.8%	5.6%			
2000	516,542	14,694	2.8%	409,384	11,423	2.8%	107,158	3,271
(増加率)	8.6%	14.4%		16.1%	13.3%			
2001	489,792	14,425	2.9%	424,155	12,605	3.0%	65,637	1,820
(増加率)	5.2%	1.8%		3.6%	10.3%			
2002	521,090	16,486	3.2%	422,275	13,146	3.1%	98,814	3,340
(増加率)	6.4%	14.3%		0.4%	4.3%			

出所) 財務省貿易統計

タイへの輸出実績上位50品目(2002年)

HS	品名	タイの関税率	輸出額 (千円)	総輸出に 占める割合	往復貿易 に占める 割合
854221190	モリシック集積回路(デジタル式、モス型、非実装、その他)	1%	43,665,757	2.73%	1.53%
870899900	自動車用の部分品及び附属品(その他)	42%(10%,30%,35%)	42,577,568	2.66%	1.49%
854221110	モリシック集積回路(デジタル式、モス型、非実装、記憶素子)	1%	37,308,933	2.33%	1.31%
847330000	自動データ処理機械等の部分品及び附属品	Free	37,278,820	2.33%	1.31%
840991100	車両用エンジンの部分品(ピストン式火花点火内燃機関)	20%(3%)	32,737,346	2.05%	1.15%
870840000	自動車用の部分品及び附属品(ギヤボックス)	42%(30%,35%)	31,632,062	1.98%	1.11%
854229100	モリシック集積回路(その他、非実装)	1%	30,871,965	1.93%	1.08%
847989900	機械類(固有の機能を有するもの)	5%	25,699,629	1.61%	0.90%
720839110	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(熱間圧延、巻いたもの、浮出し模様)	10%(1%)	18,761,051	1.17%	0.66%
854221390	モリシック集積回路(デジタル式、モス型、その他)	1%	18,660,578	1.17%	0.65%
870829000	自動車用の部分品及び附属品(車体)	42%(30%,35%)	17,749,991	1.11%	0.62%
848071000	鋳型(ゴム及びプラスチック成形用、射出式又は圧縮式)	5%	17,180,709	1.08%	0.60%
840999100	車両用エンジンの部分品(その他)	20%(3%)	14,532,549	0.91%	0.51%
721049000	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(亜鉛をめっきしたもの)	15%	14,350,983	0.90%	0.50%
720838100	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(熱間圧延、巻いたもの)	10%(1%)	13,788,074	0.86%	0.48%
854229900	モリシック集積回路(その他)	1%	12,787,927	0.80%	0.45%
854221320	モリシック集積回路(MCU(マイクロコントローラ))	1%	11,677,555	0.73%	0.41%
850300000	電動機用及び発電機用の部分品	3%	11,494,203	0.72%	0.40%
720918100	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(冷間圧延、巻いたもの、厚さ0.5mm未満)	12%	11,032,151	0.69%	0.39%
852990900	送信機器又は受信機器の部分品(その他)	3%(20%)	9,774,308	0.61%	0.34%
848210000	玉軸受	10%	9,713,767	0.61%	0.34%
853400000	印刷回路	10%	9,286,586	0.58%	0.33%
845811000	数値制御式の旋盤	5%	9,277,480	0.58%	0.33%
841330000	燃料用、潤滑油用又は冷却触媒用のポンプ(ピストン式内燃機関用のもの)	20%(3%)	9,262,113	0.58%	0.32%
848310000	伝動軸(カムシャフト及びクランクシャフトを含む)及びクランク	10%(3%)	8,887,727	0.56%	0.31%
847990000	機械類(固有の機能を有するもの)の部分品	5%	8,365,082	0.52%	0.29%
382490000	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業において生産される化学品及び調製品(その他)	5%	8,148,331	0.51%	0.29%
854140990	光電性半導体デバイス及び発光ダイオード(その他)	1%(10%)	8,090,828	0.51%	0.28%
854091000	陰極線管用の部分品	Free	7,921,892	0.50%	0.28%
851790000	有線電話用又は有線電信用電気機器の部分品	3%(20%)	7,773,323	0.49%	0.27%
847710000	射出成形機(ゴム又はプラスチックの加工機械)	5%	7,704,601	0.48%	0.27%
854121100	トランジスター(非実装、定格消費電力が1ワット未満のもの)	1%	7,443,911	0.47%	0.26%
854129100	トランジスター(非実装、その他)	1%	7,299,790	0.46%	0.26%
852520990	送信機器(受信機器を自蔵するものに限る、その他)	3%	7,212,010	0.45%	0.25%
820730900	手工具用又は加工機械用の互換性工具(プレス用、型打ち用又は押抜き用)	20%	7,142,584	0.45%	0.25%
841350900	その他の液体ポンプ及び液体エレベーター(往復容積式、その他)	3%	7,029,422	0.44%	0.25%
903180190	測定用又は検査用の機器(その他、電気式)	3%(Free)	6,854,878	0.43%	0.24%
842952120	メカニカルショベル、エキスカベーター及びショベルローダー(油圧式、6トン以上のもの)	5%	6,682,800	0.42%	0.23%
853222000	アルミニウム電解コンデンサー	1%	6,676,170	0.42%	0.23%
853890900	電気回路の機器の部分品(その他)	10%(3%)	6,271,446	0.39%	0.22%
392690000	その他のプラスチック製品	30% or 7パーツ/Kgのどちらか高い方 (20% or 5パーツ, 10% or 2.5パーツ, Free)	6,207,726	0.39%	0.22%
870422100	その他の貨物自動車(ロックダウンのもの、重量5トン~20トン)	40%	6,202,986	0.39%	0.22%
852290900	記録用又は再生用機器の部分品(その他)	30%(10%)	6,067,439	0.38%	0.21%
853650900	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器(その他のスイッチ、その他)	10%(1%)	5,924,778	0.37%	0.21%
870839000	自動車用の部分品及び附属品(その他のブレーキ及びサポブレーキ)	42%(30%,35%)	5,799,590	0.36%	0.20%
720826100	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品(熱間圧延及び酸洗いしたもの、巻いたもの)	10%	5,677,209	0.36%	0.20%
900999000	感熱式複写機(その他のもの)	20%	5,646,985	0.35%	0.20%
840734900	ピストン式火花点火内燃機関(シリンダー容積が1000ccを超えるもの、その他)	20%	5,546,463	0.35%	0.19%
854221910	モリシック集積回路(デジタル式、その他、非実装)	1%	5,495,376	0.34%	0.19%
870210920	その他の人員輸送用の自動車(ピストン式圧縮点火内燃機関を搭載したもの)	40%	5,411,824	0.34%	0.19%
	総輸出額(ただし、HS第00類を除く。)		1,598,024,125	100.00%	56.07%

出典:財務省貿易統計

タイからの輸入実績上位50品目(2002年)

HS	品名	特惠税率	実行税率	WTO譲許税率	輸入額(千円)	総輸入額に占める割合	往復貿易額に占める割合
020714220	鶏肉(冷凍)		11.9%	11.9%	42,161,088	3.37%	1.48%
847170030	磁気ディスク装置		Free	Free	40,563,083	3.24%	1.42%
160232290	鶏の調製品		6.0%	6.0%	30,323,013	2.42%	1.06%
400121000	天然ゴム(スモークシート)		Free	Free	28,805,238	2.30%	1.01%
852990000	テレビ・電話・電信等の部分品		Free	Free	24,530,727	1.96%	0.86%
030613000	シュリンプ(冷凍)		1.0%	1.0%	23,327,664	1.86%	0.82%
847160091	印刷装置		Free	Free	23,283,992	1.86%	0.82%
230910091	犬猫用飼料の調製品		Free	Free	17,803,433	1.42%	0.62%
854221049	モノリシック集積回路(デジタル式、バイポーラ型、実装)		Free	Free	17,623,072	1.41%	0.62%
841810000	冷凍冷蔵庫		Free	Free	16,289,123	1.30%	0.57%
160520011	シュリンプの調製品(単に水煮)	3.2%	4.8%	4.8%	14,432,274	1.15%	0.51%
400122000	天然ゴム(技術的格付けをしたもの)		Free	Free	14,062,709	1.12%	0.49%
854221039	モノリシック集積回路(デジタル式、モス型、実装)		Free	Free	13,836,540	1.11%	0.49%
940360190	木製家具		Free	Free	12,621,717	1.01%	0.44%
854430010	点火用配線セットその他の配線セット(自動車用)		Free	Free	12,388,024	0.99%	0.43%
761010000	アルミニウム製の構造物及びその部分品(戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸敷居)		Free	Free	12,282,618	0.98%	0.43%
847330010	自動データ処理機械の部分品及び附属品		Free	Free	12,219,889	0.98%	0.43%
160520029	シュリンプの調製品(その他)		5.3%	5.3%	12,196,088	0.97%	0.43%
030490099	魚のフィレその他の魚肉(その他)		3.5%	3.5%	11,694,671	0.93%	0.41%
851721000	ファクシミリ		Free	Free	11,577,249	0.92%	0.41%
030799121	もんごういか(冷凍)		3.5%	3.5%	11,146,263	0.89%	0.39%
852812090	カラーテレビ(ワイド型を除く)		Free	Free	10,914,456	0.87%	0.38%
350510100	エステル化でん粉その他のでん粉誘導体	Free	6.8%	6.8%	10,435,426	0.83%	0.37%
030490095	いとより(すり身)		3.5%	3.5%	10,261,456	0.82%	0.36%
900691000	写真機用の部分品及び附属品		Free	Free	10,093,637	0.81%	0.35%
900190000	光学用品(その他)		Free	Free	10,065,611	0.80%	0.35%
854121010	シリコントランジスター(定格消費電力が1ワット未満のもの)		Free	Free	10,049,504	0.80%	0.35%
940161020	オーガ、竹その他これらに類する材料製の腰掛け		Free	Free	9,991,288	0.80%	0.35%
381512210	自動車排気ガス浄化用触媒		Free	Free	9,498,522	0.76%	0.33%
852721000	自動車に使用する種類のラジオ放送用受信機		Free	Free	9,047,478	0.72%	0.32%
170111190	分みつ糖		71.8円/Kg	71.8円/Kg	9,027,220	0.72%	0.32%
392321000	プラスチック製の袋(エチレンの重合体製のもの)	Free	3.9%	3.9%	8,604,439	0.69%	0.30%
847180000	その他の装置(自動データ処理機械のユニットに限る)		Free	Free	7,861,777	0.63%	0.28%
440122000	チップ状又は小片状の木材(針葉樹以外のもの)		Free	Free	7,754,138	0.62%	0.27%
030749190	いか(その他、冷凍)		3.5%	5.0%	7,741,234	0.62%	0.27%
870829000	自動車の部分品及び附属品(車体用、その他)		Free	Free	7,365,517	0.59%	0.26%
852190000	ビデオの記録用又は再生用の機器(その他)		Free	Free	7,285,701	0.58%	0.26%
854221021	モノリシック集積回路(DRAM)		Free	Free	7,081,488	0.57%	0.25%
841583091	エアコンディショナー(冷却ユニットを自蔵しないもの)		Free	Free	7,051,168	0.56%	0.25%
847170050	光ディスク装置		Free	Free	6,998,139	0.56%	0.25%
852290000	記録用又は再生用の機器の部分品及び附属品		Free	Free	6,693,125	0.53%	0.23%
870323000	乗用自動車(1500cc~3000cc)		Free	Free	6,336,835	0.51%	0.22%
160414092	まぐろの調製品(気密容器入りのもの)	7.2%	9.6%	9.6%	6,241,138	0.50%	0.22%
950639000	その他のゴルフ用具		Free	Free	6,189,849	0.49%	0.22%
901839029	医療用又は獣医用の機器(その他)		Free	Free	5,657,332	0.45%	0.20%
853650090	その他のスイッチ		Free	Free	5,549,603	0.44%	0.19%
711319029	身辺細貨類及びその部分品(貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る、その他)	2.16%	5.4%	5.4%	5,545,946	0.44%	0.19%
853400000	印刷回路		Free	Free	5,449,165	0.44%	0.19%
710391000	ルビー、サファイヤ及びエメラルド(加工をしたもの)		Free	Free	5,411,433	0.43%	0.19%
870870090	車輪並びにその部分品及び附属品		Free	Free	5,161,611	0.41%	0.18%
	総輸入額(ただし、HS第00類を含まない。)				1,252,056,466	100.00%	43.93%

出典:財務省貿易統計

日本の対外直接投資

(単位: 億円)

年度	1999	2000	2001	2002	合計(1999~2002)
合計	-25,906	-34,008	-46,586	-40,476	-146,976
アジア	-2,234	-2,342	-9,523	-10,246	-24,345
中国	-414	-1,010	-2,626	-3,270	-7,320
台湾	5	112	-440	-571	-894
韓国	-418	-1,166	-793	-543	-2,920
香港	180	133	-612	-281	-580
シンガポール	-757	1,630	-1,179	-2,356	-2,662
タイ	144	-639	-1,932	-657	-3,084
インドネシア	-228	-634	-587	-380	-1,829
マレーシア	377	1	-697	-327	-646
フィリピン	-682	-551	-335	-1,371	-2,939
インド	-301	-188	-185	-187	-861
北米	-7,468	-15,266	-9,328	-10,838	-42,900
米国	-8,081	-15,209	-8,605	-9,513	-41,408
カナダ	613	-62	-723	-1,325	-1,497
中南米	-6,281	-4,294	-5,259	-5,103	-20,937
メキシコ	-1,301	-403	-3	-301	-2,008
ブラジル	-756	349	-1,075	-929	-2,411
ケイマン諸島	-	-	-1,813	-4,332	-6,145
大洋州	-57	-313	-813	-1,784	-2,967
オーストラリア	454	-173	-673	-1,431	-1,823
ニュー・ジーランド	-72	-103	-188	-36	-399
西欧	-9,360	-11,791	-21,767	-12,235	-55,153
ドイツ	-249	-591	-834	-722	-2,396
イギリス	-1,874	-7,329	-15,624	-2,572	-27,399
フランス	-696	-315	-274	-5,024	-6,309
オランダ	-7,538	-2,450	-3,738	-1,823	-15,549
イタリア	-37	-19	-41	-373	-470
ベルギー・ルクセンブルグ	673	-12	-	-	-
ベルギー	-	-	-791	-2,209	-
ルクセンブルグ	-	-	175	7	-
スイス	512	111	-155	-195	273
スウェーデン	-12	-895	134	409	-364
スペイン	117	-197	89	-109	-100
東欧・ロシア等	-155	-178	-85	-179	-597
ロシア	-21	-16	-12	-33	-82
中東	-120	45	0	-112	-187
サウディ・アラビア	-157	30	-43	-101	-271
アラブ首長国連邦	-1	8	47	-33	21
イラン	48	1	1	-1	49
アフリカ	-237	208	223	-285	-91
南アフリカ共和国	-79	-13	-11	-133	-236
国際機関	-	-	-	-	-
非分類	-	-	-	-	-

(備考) (-)は資本の流出(資産の増加)を示す。

日本の対内直接投資

(単位:億円)

年度	1999	2000	2001	2002	合計(1999~2002)
合計	14,513	8,969	7,585	11,585	42,652
アジア	955	1,063	157	15	2,190
中国	4	1	1	2	8
台湾	239	320	200	-29	730
韓国	54	52	46	79	231
香港	577	613	114	-17	1,287
シンガポール	73	89	24	156	342
タイ	11	-16	-237	-168	-410
インドネシア	-1	0	0	-7	-8
マレーシア	-1	2	14	-2	13
フィリピン	-0	6	0	1	7
インド	0	1	1	-0	2
北米	823	63	5,168	3,920	9,974
米国	748	-1,052	4,247	3,213	7,156
カナダ	75	1,116	921	708	2,820
中南米	1,173	3,107	-1,229	-237	2,814
メキシコ	-	-0	-0	2	2
ブラジル	1	-1	-0	0	0
ケイマン諸島	-	-	-1,276	-143	-
大洋州	118	383	-53	-21	427
オーストラリア	113	392	16	-1	520
ニュー・ジーランド	1	-9	-1	-7	-16
西欧	11,419	4,363	3,557	7,915	27,254
ドイツ	-56	2,082	295	696	3,017
イギリス	199	242	-1,482	678	-363
フランス	8,514	2,454	515	2,888	14,371
オランダ	2,110	1,822	3,106	2,143	9,181
イタリア	6	-29	466	144	587
ベルギー・ルクセンブルグ	23	162	-	-	-
ベルギー	-	-	217	62	-
ルクセンブルグ	-	-	91	491	-
スイス	547	106	155	1,309	2,117
スウェーデン	-8	-25	302	-426	-157
スペイン	12	21	-2	2	33
東欧・ロシア等	10	1	5	2	18
ロシア	10	0	5	1	16
中東	-6	-6	-19	-21	-52
サウディ・アラビア	-3	-3	-13	-11	-30
アラブ首長国連邦	0	-	-0	0	0
イラン	-	-	-	-	-
アフリカ	13	-7	-1	0	5
南アフリカ共和国	-	-	-	-	-
国際機関	-	-	-	-	-
非分類	-	-	-	-	-

(備考) (-)は資本の流出(負債の減少)を示す。

この分析の目的は応用一般均衡（CGE: Computable General Equilibrium）世界貿易モデル・シミュレーションにより日タイ間の貿易自由化の定量的効果を示すことである。両国の経済連携協定は、貿易円滑化、サービス及び投資の自由化など、様々な分野をカバーしており、同協定の全体の効果はこのシミュレーションの推計結果よりも大きくなるであろうことに留意する必要がある。

G C E モデルは経済の一般均衡構造を数量的にシミュレーションするものである。本モデルは、資源配分に対する政策及び構造変化の影響につき、個々のセクター別に明らかにすることによって、評価するための枠組みを提供するものである。さらに、1国の経済だけではなく、多くの国の経済に影響を与える貿易投資政策のような国際経済問題を分析するためには、多国間モデルが必要となる。

応用一般均衡世界貿易モデルによる標準的な分析によると、関税削減を含む貿易自由化措置は、貿易財の価格を引下げることによって貿易を活性化する。これは貿易相手国の市場アクセスを増大させ、輸出国の産出量を増大させる。他方、貿易障壁に起因するものを含む国内の歪みが削減された場合、土地、資本、労働、中間財などの国内生産資源が、特に、輸入国においてより効率的に用いられる。これらの外国市場からの効果と国内市場からの効果があいまって生産の拡大並びに所得及び厚生が増加をもたらすことが期待される。

G C E モデルによる貿易自由化の効果に関するこれまでのシミュレーション研究では、いくつかの共通点が見出されている。発展途上国一般は、世界的な貿易自由化からの経済的便益におけるチャンピオンであると期待される。「ただ乗り」の便益は限られていよう。従って、貿易自由化の便益を享受するためには自国の市場を自由化することが不可欠である。世界的な貿易自由化からの便益に比べて、二国間の貿易自由化の便益は限定されていよう。地域的な自由貿易協定は最終目標というより世界的な貿易自由化へのステップと考えることが合理的である。さらに、一定のセクターにおける部分的自由化の場合、経済厚生への改善はより小さくなる。無差別な方法での幅広い貿易自由化がより一層有益である。

日タイ二国間の貿易自由化のマクロ経済への効果については表 1 に要約される通りである。誘発された所得、貯蓄、投資の蓄積や国際的な資本移動による資本形成メカニズム、競争促進的な生産性上昇効果などの動的な貿易自由化の効果を検討に入れると、貿易自由化のマクロ経済的便益は、上述のより効率的な資源配分による静態的な効果より大きく推計される。日本の実質 GDP は 0 . 2 4 % 増大する。一方、タイの実質 GDP は 2 0 . 0 9 % 増大する。変化率で測るマクロ経済的便益はタイにおいてより一層顕著になっている。しかし、絶対値での両国間のマクロ経済的便益の差はそれほど大きくない。実際、等価的変分で測る厚生への改善はタイにおいて 2 3 億米ドルであるが、日本においては 1 3 億米ドル程度になると推計されている。

表1 マクロ経済的影響

	日本	タイ
実質 GDP (%)	0.24	20.09
輸出数量 (%)	0.83	25.79
輸入数量 (%)	1.53	23.75
貿易収支 (百万米ドル)	-354	487
等価変分 (百万米ドル)	12,954	23,047
資本ストック (%)	0.27	23.30

国際収支に対する影響は規模のみならず方向においても日本とタイでは異なっている。日本の国際収支は悪化することが示されている。反対に、タイでは改善を示している。これは、タイでは国際資本流出になるが、日本においては国際資本流入になることを示している。

加えて、資本形成あるいは投資の自由化が、特にタイにとって、マクロ経済効果の重要な要因であることを示す結果となっている。

総じて、日タイ両国とも両国間の貿易自由化のマクロ経済的便益を享受することが示されている。特に、その便益はタイにおいてより大きくなっている。さらに、もし日タイFTAが日アセアンFTAや更なる世界的な貿易の自由化につながれば、貿易自由化の便益はこの地域にとってより大きいものになる。他方、このような貿易自由化の便益を享受するためには構造調整の成功が必要となることに留意すべきである。

日タイ経済連携協定における農業合意の方向性

1 . 基本的理解

農業分野における日タイ経済連携協定の目的は、農業者と消費者の生活の質の改善及び所得を向上させるものであるべきであり、両国における農業の共存を確実にするものであるべきである。このような視点に立って、更なる協議を行うことが両国にとって重要である。

このような共通の理解にたつて、農林水産物及び協力に関する専門家会合は、以下の点に合意した。

2 . 農業分野における新たなアプローチ

第1回、第2回のタスクフォースにおける議論を基に、我々は、両国の農産物のセンシティブティーを十分考慮して、農業者の生活の質の改善及び所得向上を図ること、及び、農業協力と農産物の貿易自由化の間の適切なバランスを取る事によって両国の持続可能な農業の開発を支持するべきである。特に、

- (1) タイの農村部における農民の貧困問題を考慮すると、農民グループや農協が行う1村1品運動による農産品のようなアグリビジネスや投資は、両国の農協や農業者間の直接的な繋がり (linkages) の強化を通じて活発化するだろう。このような協力は、タイの農業者の生活の質の改善や所得向上を助長するだろう。
- (2) 国内消費と農産・食品の貿易に関する食品安全性の重要性を認識し、双方は、両国の農業者及び消費者の利益を考慮し、科学に立脚した相互の食品安全協力を推進する。
- (3) 貿易に関わる農産物のセンシティブティーは、十分に考慮されるべきであって、相互利益を確実にし、両国の農業が共存できることを確実にするための公正で公平な枠組みが可能になることを希求する。

3 . 農業分野における更なる協議の枠組みの確立

日タイ経済連携協定の公式交渉における議論が実りあるものになり、同時に農産品と食品の貿易が円滑に行われる事を確実にするために、農業関連の代表者で構成されるワーキング・グループの形式で、農業協議の枠組みを確立すべきである。2で述べられた事項の詳細、及び、日タイ経済連携協定の施行段階における農産品及び食品の貿易について将来的に生じる問題は、この枠組みの中で議論されるべきである。

4 . 漁業

天然資源の保護及び持続可能な利用は、魚及び水産品の貿易で考慮されるべきである。

* : 農業には、水産物、畜産物及び林産物を含む。

付属書 6 . 知的財産権の可能な要素

- ・ タイ特許法 19 条 2 項に規定された優先権主張の適切な取り扱い
- ・ 出願人による出願の自発的な分割
- ・ 委任公証手続きの簡素化
- ・ 書類提出義務の簡素化
- ・ 書類の電子交換についての検討
- ・ 両国特許庁発行の知的財産関連の文書、全クレームを掲載した公報や審決の一般公開
- ・ 両国特許庁発行の知的財産関連の文書、公報や審決の紙質等の品質向上
- ・ 知的財産関連の文書、公報や審決の英訳の検討
- ・ 各種国際分類の採用
- ・ 異議申立手続きに不備があった場合の出願人への通知と補正機会の提供
- ・ 包袋情報の一般公開
- ・ 知的財産制度及びその認知度の改善
- ・ 国境措置の特許権・意匠権・種苗権への拡大
- ・ 権利者に対する過重な情報提供義務設定の禁止
- ・ 知的財産権の権利侵害品を原因とする損害に対する裁判所による損害額算定手法の明確化
- ・ 商標権や著作権の故意の権利侵害に対する刑事罰の適用
- ・ 模倣品、海賊版対策に関する情報提供
- ・ ソフトウェア関連発明の保護
- ・ ビジネス方法関連発明の保護
- ・ 微生物関連発明の保護対象を自然に存在する微生物まで拡大
- ・ 特許に関する新規性喪失の例外の適用範囲拡大
- ・ 審査結果の利用促進（修正実体審査（MSE）制度の導入等）
- ・ 早期審査制度の採用
- ・ 優先審査制度の採用
- ・ 部分意匠の保護
- ・ 意匠権の保護範囲を類似する意匠まで拡大
- ・ 意匠に関する新規性喪失の例外の適用範囲拡大
- ・ ニース分類における分類単位での課金体系の採用
- ・ 著名商標の保護範囲を、（自国において著名である商標だけでなく）相手国においてのみ著名である商標にまで拡大
- ・ 不正競争行為の禁止
- ・ 営業秘密の保護
- ・ 植物新品種の保護
- ・ インターネットドメインの保護
- ・ インターネットドメインに関する不正競争行為の禁止
- ・ 以下に挙げる知的財産権保護に関する国際条約への加盟
 - * 工業所有権の保護に関するパリ条約
 - * 特許協力条約
 - * ローマ条約
 - * 著作権に関する世界知的所有権機関条約
 - * 実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約

- * 標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書
- * 商標法条約
- * 特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約
- * 国際特許分類に関するストラスブール協定
- * 標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定
- * 植物の新品種の保護に関する国際条約